

平成25年第5回涌谷町議会定例会（第2日）

平成25年12月19日（木曜日）

議事日程（第2号）

1. 開 議

1. 議事日程の報告

1. 一般質問

1. 議発第 11号 涌谷町議会基本条例

1. 議発第 12号 涌谷町議会定例会の回数に関する条例の一部を改正する条例

1. 議発第 13号 涌谷町議会委員会条例の一部を改正する条例

1. 議発第 14号 町長の専決処分事項の指定について

1. 議発第 15号 涌谷町議会定例会の招集時期に関する規則の一部を改正する規則

1. 議発第 16号 涌谷町議会会議規則の一部を改正する条例

1. 議案第 93号 涌谷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1. 議案第 94号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例

1. 議案第 95号 涌谷町道路占用料条例の一部を改正する条例

1. 議案第 96号 涌谷町公共物管理条例の一部を改正する条例

1. 議案第 97号 涌谷町下水道条例の一部を改正する条例

1. 議案第 98号 涌谷町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

1. 議案第 99号 涌谷町水道事業給水条例の一部を改正する条例

1. 議案第100号 涌谷町河川防災センター条例

1. 議案第101号 涌谷町消防団条例の一部を改正する条例

1. 議案第102号 工事請負契約の変更契約の締結について

1. 散会について

1. 散 会

午前10時開会

出席議員（15名）

1番	大友啓一君	2番	只野順君
3番	後藤洋一君	4番	久勉君
5番	杉浦謙一君	6番	大平義孝君
7番	伊藤雅一君	8番	門田善則君
9番	鈴木英雅君	10番	木村正義君
11番	長崎達雄君	12番	加藤紀君
13番	大橋信夫君	14番	大泉治君
15番	遠藤积雄君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	安部周治君	副町長	菅原孝治君
総務課長 参事兼課長	城口貴志生君	総務課長 防災交通室長	小島昭君
企画財政課長 参事兼課長	高橋宏明君	まちづくり推進課長	今野博行君
税務課長 参事兼課長	佐々木忠弘君	町民生活課長	泉沢幸吉君
町民医療福祉センター 副センター長 兼福祉課長	佐々木敏雄君	町民医療福祉センター 総務管理課長	浅野孝典君
町民医療福祉センター 健康課長	久道光子君	農林振興課長 参事兼課長	村上芳行君
建設課長 参事兼課長	平塚盛茂君	上下水道課長	安田富夫君
会計管理者心得 兼会計課長	大崎とみ子君	農業委員会会長	佐竹榮一君
農業委員会 参事兼局長	櫻田克嘉君	教育委員会教育長	笠間元道君
教育総務課長 参事兼課長 兼給食センター所長	高橋勝一君	生涯学習課長	門田勝則君
代表監査委員	柳渕茂君		

事務局職員出席者

参事兼事務局長	高橋正幸	総務班長	木村智香子
主査	金山みどり		

◎開議の宣告

(午前10時)

○議長（遠藤稔雄君） おはようございます。

本日もよろしくご審議をお願い申し上げます。

直ちに会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（遠藤稔雄君） 日程をお知らせいたします。

日程はお手元に配った日程表のとおりであります。



◎一般質問

○議長（遠藤稔雄君） 日程に入ります。

日程第1、一般質問。

昨日に引き続き、かねて通告のございました一般質問をこれから許可いたします。

9番鈴木英雅君、登壇願います。

〔9番 鈴木英雅君登壇〕

○9番（鈴木英雅君） それでは、議長からただいま通告しておりました一般質問のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきたいと思っております。

教育環境、主に幼稚園、保育所等の整備についてという題で質問させていただきたいと思っております。

現在、笹岳地域の学校等適正規模適正配置が粛々と進められており、昨日の行政報告の中にも、町長初め教育長からの説明がございました。その件に関しましては、きょう、質問の内容にできるだけ触れないようにしていきたい。そのためには、教育委員会、町の考えをスピード感のある考えで粛々と進めていただきまして、期待どおりの地域住民の要望に応じていただくように、まずお願いしたいと思います。

そのような中で、町内、主に東、西地区の幼稚園と保育所の定数の管理、それらに伴いまして地域住民、利用者のほうから、保護者なんですけれども、いろいろな意味で不公平感を感じる、そのような意見も出てきているようでございます。その辺の不公平感の払拭、環境づくりをどのように考えておられるものか、まずお聞きしたいと思います。

それと、さくらんぼこども園、ことし4月に開園いたしましたけれども、開園する前には町内の待機児ゼロにしていく、そのような方針で開園した記憶がございます。そういう状況の中で、実際、開園した。ふたを開けてみたら待機児が出た。その待機児の出た原因、理由と、それとこれからの26年度以降の改善策などもあわせてお聞きしたいと思います。

幼児教育については、当町の第四次総合計画の中でもきちっとうたわれております。平成12年度から町内

の幼稚園で預かり保育を実施いたしまして、その預かり保育の充実がすごく利用者に喜ばれているような状況が続いてまいりました。ところが、一極集中的な、一カ所に子供たちが寄る傾向が最近顕著に見られてきております。例えば1つの例でございますけれども、涌谷町内西地区、涌谷幼稚園、涌谷南幼稚園があるわけでございますけれども、来年度の3歳児の入園が南幼稚園では3人という話も伺っております。

その3人の、要するにもっと入園する子供、対象となる子供がいると思うんですけれども、なぜ3人なのか。多分、想像ですけれども、さくらんぼこども園とか、あとほかの保育所に入所する。いろいろな原因はあると思いますけれども、そういう地域に対しての子供の、要するに就園する考え方が、施設の支援策がまず不十分なところもある、そのような意味での不公平感という話があると思います。そこら辺のところを踏まえた、具体的な改善策などを教育長のほうから考えをお聞きしたいと思います。

それとあともう1点でございますけれども、八雲児童館、前から八雲児童館に関すれば、いろいろな議員さん方から、この議場の中で話が出ております。建物、そして児童館の敷地、それと定数管理がどのようになっているのか。そして、将来的には涌谷の教育委員会として八雲児童館の将来像をどのように描いているのか具体的にお聞きしたいと思います。

1回目、以上でございます。

○議長（遠藤稔雄君） 教育長。

〔教育長 笠間元道君登壇〕

○教育委員会教育長（笠間元道君） おはようございます。

きょうはトップバッターということで、よろしく願いいたします。

鈴木議員からは、今、さまざまな質問をいただきまして、想定した内容よりも盛りだくさんだったものですから、まず第1回目として答弁させていただきます。よろしく願いいたします。

涌谷町では、平成22年にお示ししました学校等適正規模適正配置に関しましては、これまで涌谷東地区において、平成23年4月に涌谷第二小学校と涌谷第三小学校を統合し、月将館小学校として開校、平成25年4月には、城山保育所とひなた幼稚園を統合し、幼保一元化施設さくらんぼこども園として開園したところであります。

現在は、箕岳地区において平成26年4月の箕岳幼稚園と小里幼稚園の統合に向けて準備中であり、平成27年度に涌谷中学校と箕岳中学校の集約、さらに箕岳小学校と小里小学校の集約を目指しているところであります。

現在、推進しようとしております適正規模適正配置の取り組みが、本町における子供にとって最も望ましい学習環境整備の、まさに現時点では根幹であり、まず取り組むべき教育課題であるというふうに考えております。

議員お尋ねされている西地区の幼稚園、保育所等につきましては、先ほども具体的なニーズがございましたけれども、今後推移する、先ほどのことも含めて子供の数の状況、あるいは施設設備の管理の状況等、子供の学習環境、それに伴う保護者のニーズを注視し、把握した上で今後の教育行政の中で検討し、涌谷町として、子供にとってよりよい学習環境のさらなる整備に努める所存であります。

これが大きな、現在の大きな流れの考え方でございます。

次に、お尋ねのさくらんぼこども園の待機児童につきましてですけれども、これは、議員お話しのように、当初は待機児童はないものとしてさくらんぼこども園の開園を行ったわけですが、うれしい悲鳴といえますか、推定以上のお子さんが出生いたしまして、そのように待機児童が出てしまったと、結果的に出てしまったという状況でございます。

今現在、ゼロ歳児が8名、1歳児が1名となっております。これにつきましては、昨日もお話しいたしましたけれども、さくらんぼこども園の運用の工夫で努力して、来年の4月には待機児童ゼロということを目指して、今、取り組んでおるところでございます。

あと、八雲児童館ですけれども、これにつきましては前の一般質問でもお答えいたしましたと思っておりますが、耐震審査を行いまして、つい先日、やはり補強が必要だということが結果として出てまいりました。それを受けて、現在、今後の児童館、いわゆる学童クラブの運用について、きのうの箕岳幼稚園と小里幼稚園の、課内打ち合わせのところに八雲児童館のことが若干あったわけですが、これから検討を加えていくと。

ただ、今のところ八雲児童館、現在ある八雲児童館と涌谷第一小学校を何かうまく工夫できないものかということで、今、考えておるんですけれども、ただそれはまだ決定でございませぬ。これからの課内での検討を経て、さらにさまざま、町長部局あるいは教育委員会で検討していきたいというように考えております。

今後とも、いろいろな幼児教育等々、教育行政等々に議員の皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げます。第1回目の答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 9番。

○9番（鈴木英雅君） まず、教育長から1回目の答弁をいただきましたけれども、涌谷幼稚園と南幼稚園、敷地、あと園舎、定数関係は大体同規模の幼稚園だと私は思っております。それで、各幼稚園学区の人口的なほうから見ても、そんなに似かよっていない。要するに両方の幼稚園が開園するころには、いろいろな地域性を考えて、今の場所に開園したということも、何かの……、幼稚園の概要などに書かれております。

そういうことから考えてみましても、なぜ定数的に午後からの預かり保育Bがあるがゆえに、涌谷幼稚園の人気というか定数が余りにも多いのか。余りにも差があり過ぎる。その辺の要するに不公平感というか不信任感を、涌谷南幼稚園の学区の一部の方々が不安視している、そういうような状況を耳にしますと、第2の、極端な話ですけれども、第2の箕岳を心配する、そのような声も聞いております。

そこら辺のところの、地域住民にすれば、南幼稚園と涌谷幼稚園の人数の、そんなに差を広げていいものなのか。そこら辺のきちとした考えを、教育委員会そのものでどのような考えをもっているのか、まず探ってください、聞いてくださいという話もございました。そこら辺の考えと、もし改善していかなければならないというような考えがあれば、具体的な改善策などもお聞きしておきたいと思っております。

それとあと、さくらんぼこども園、多分、大崎市で専門にそういう幼稚園、保育所関係の管理というんですか、内容詳しい方がいまして、その方の話をお伺いしますと、多分、人数がふえたから、要するに子供の定数に対して先生が幾らと決まっていますよね。その先生を、例えば子供の数がふえたから、即先生を調達と言ったら失礼なんですけれども、用意をして、そして対応するというのが本来の考えみたいですが、先生に声がけする時期が遅過ぎる。大体の地域では、関係する幼稚園、保育所では、臨時の先生、教諭を調

達するときには、前の年の10月もしくは9月中に声がけをして、来年の準備を進めるというのが常識ですよという話を伺いました。

その辺の、要するにおくれが待機児童の原因の1つなのかなと、そのような思いもございますので、先ほど言いました行政報告の中にも、その辺、具体的に町長部局と話をして改善を考えていく。その辺、まずそれなりに安心はしますけれども、そこら辺のきちとした確約、今現在できるなら、教育長の口からお聞かせいただければと思います。

それとあと、八雲児童館でございますけれども、耐震、確かに子供たちが放課後いますので、そういう耐震診断もちろん必要だとは思いますが、将来的なことを考えれば、例えば耐震診断がよく出るか、悪く出るか、恐らく建物、そしてあと地盤関係を見れば、補強しなければならぬのではないかなというような思いもございます。そして教育長の答弁の中に、第一小学校の学童保育の関係も、今話されました。そこら辺のところ、やはり今の八雲児童館の敷地、血気盛んな子供たちが外で駆け回っている姿を見ますと、とてもとても学童保育的な場所ではないな、ふさわしくないというのが、誰しもが思うように思われます。そこら辺のところも踏まえて、第一小学校の学童保育の関係も話されましたけれども、そこら辺のところもきちっとスピード感を持った対処の仕方、とにかく町当局、要するに町長部局と今回かなり回数的に、あと内容的に密にいろいろな、箕岳関係のことも話をされているようですけれども、そこら辺のところ、もっとスピード感のある対処の仕方を考えていただければと思うんですけれども、そこら辺のところ、再度お願いしたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 教育長。

○教育長（笠間元道君） ありがとうございます。

まず最初に、西地区の幼稚園関係でございますけれども、実は、さくらんぼこども園が立ち上がった段階で、涌谷町としては、さくらんぼこども園のような大規模な幼保一元化施設が立ち上がるということですので、恐らく、涌谷町全体で保護者の方の保育、幼児に対する教育のニーズと申しますか、大きな変化が起こるのではないだろうかということは、1つの転換期になるのかなと、そういう予想はしておりました。

あともう1点は、今の西地区の幼稚園でございますけれども、涌谷幼稚園には長時間預かりがあると。南幼稚園にはないと、そういうことも、いわゆる今の時代のニーズからいえば、当然、議員のお話のように涌谷幼稚園のほうにニーズが高まっていくというようなことも、そういったようにいろいろな、いわゆる施設、設備の状況の変化によって、そういうニーズも変わってくるのではないかなということは予想されております。ということは、現在、涌谷幼稚園には今年度12月1日現在で62名、南幼稚園が36名ということでございます。あとそれから来年度、先ほどの入園予定者が3名ということで、長時間預かりの幼稚園、涌谷幼稚園のほうに数名が流れ、数名がそちらのほうに行くという、やはりこれも、一つの今回新しい流れかなというふうに思っております。

ただ、先ほど申し上げましたように、今現在ある適正規模、適正配置、まずそれをきちっと整備しながら、そしてそういう変化なども、先ほど答弁いたしましたように、状況を見ながら、やはり次の段階、次の段階というふうに、こちらのほうでは教育委員会としては取り組んでいきたいというふうに考えております。それが1つです。

あとそれから、さくらんぼこども園でしたか、いわゆる担当者、先生方のことですね。これにつきましては、これもさくらんぼこども園が……、待機児童が出たということですね。

実は、さくらんぼこども園が出た場合に、2クラスずつ、ゼロ歳児、1歳児、2歳児、3歳児、4歳児、5歳児、1つの、いわゆる1歳児について2クラスずつということで想定していたんですね。教室といえますか。未満児は1クラスということですね、していたわけですね。そういうことで、いわゆるまず最初の出発点ということで、まず最初のいわゆる構想どおりといいますか、計画どおり立ち上げたということ。結果的に、さらに出生した方が、先ほど申し上げたように、ちょっと予想より多かったということもあって、そういう結果になったということが一番の原因だと思います。

あとそれから、もう1つは、議員お話しのようにマンパワーでございます。それで、来年の4月に待機児童ゼロということは、職員の数が多くなるということなんですけれども、一番心配しているのはマンパワーです、正直申し上げて、事務局としても。それについては、町長部局ともいろいろ協議いたしまして、できるだけ早く、募集についてはいろいろな配慮をして、今取り組んでいるところでございます。これまでのこともありますので、それを教訓といたしまして進めているところでございます。

あとそれから、八雲児童館ですけれども、八雲児童館については、先ほども申し上げましたとおり、これから耐震で補強が必要だという結果が出ましたので、それを受けて検討していくという状況でございます。

以上でございます。

○議長（遠藤釈雄君） 9番。

○9番（鈴木英雅君） 涌谷幼稚園と南幼稚園の関係でございますけれども、やっと、涌谷幼稚園で預かり保育をやったのが、預かり保育、これはAだと思うんですけれども、59年に開校いたしまして平成12年にもう既に預かりAを行っております。

そして、大体同じ時期に南幼稚園のほうでも預かり保育Aを行っております。そして、今問題としているのが、預かり保育B、要するに夕方の6時まで、早朝から6時までの保育体系を、なぜ涌谷南幼稚園にも同じ時期ぐらいに考えられなかったのかなと、そういうような思いもありますし、そして、子供たちの、教育長の話によりますと、要するにそういうさくらんぼこども園をまずそっちに置いておいて、南幼稚園と涌谷幼稚園の関係から見ますと、涌谷幼稚園の子供が預かり保育Bがあるがゆえに、南幼稚園から涌谷幼稚園に行く、そういうようなことが起きた時点で、涌谷南幼稚園のほうにも預かり保育Bが本来だと考えるべきかな、そのような思いもしておりました。そこら辺のところを、住民が今、かなり不安視している原因の1つでもございます。

そこら辺、要するに、あくまでも先生をふやす、そういう子供の支援策を考えていくとなると、自然と財政のほうも、考えざるを得なくなるのは間違いはございませんけれども、ただ、教育というのは、あくまでも私は生き物だと思しまして、教育に、本来ですと財政云々という話は余りにも必要ないのかな、きちっとした方向性を、長期ビジョンで方向性を示しておけば、財政のほうでも、その辺のお金関係は用意してくれるのかな、そのような思いもしております。

一時期、この涌谷町、子供の支援に関すれば近隣の自治体と比較すればかなり評判がよかった。そして、財政的なものもいえば、割合からすれば教育面にかなりお金を回していたという時期もあったように見受け

られます。それをもう一度、子供たちの支援策をきちっと構築していく上では、絶対必要になってくるのかなど。その辺も踏まえた教育長の5年、10年、20年後の涌谷町の子供たちのための考え、保育それと幼稚園、そこら辺を踏まえた考えを再度お聞きしたいと思います。

それと、さくらんぼこども園、さっきも言いましたけれども、余りにも教師、職員を探す時期が遅過ぎます。恐らく今の時期、免状を持っている先生方を探したとしても、ほとんど皆無とっていいくらいだと思います。先ほど言いました、教育というのは本当に生き物だと思いますので、先生が例えば1人、2人多い、そして、募集したんだけど多かったやというときは、例えばいろいろな、失礼な言い方になると思うんですけども、部署で使うということもできると思うんです。正職員でなく物件費というような感じで臨職になると思いますので、そういうような、少し余裕のある考え方も、子供を育てる、支援する意味では必要なかな、そのような思いもございますので、そこら辺のところも教育長の考えを、3度目ですか、お聞かせいただければと思います。

それとあと、八雲児童館ですけれども、耐震補強をしなければならない、そして耐震補強をしたとしても、あの建物そのものが昭和何年ごろにできたものか、ちょっと私、今把握しておりませんが、やはり見る限りでは建物の姿、それとあと校庭というか広場の面積、かなり無理があるのかなど。そこら辺のところも、子供たちはそれに対していろいろ考えはあるかもわからないんですけども、直接話はしないと思います。ただ、子供たちを迎えに来ている保護者の方々から話を聞くと、かなり、聞くところによると、ほかの自治体の学童保育とか、そういうような同じような場所で預かっているお父さん、お母さん方との交流をすると、かなり涌谷の学童保育、八雲児童館は違いますよという話を伺うことができました。

そこら辺のところ、そしてちょっと横にそれですけれども、八雲児童館の保護者のOG、OBの方々が、涌谷町をくまなく、いろんなところでまちづくりに参画していただいております。そういうことも踏まえまして、もう少し学童保育、八雲児童館のほうに目配りをしていただければ本当にいいなというような思いもございますけれども、そこら辺のところ踏まえまして、教育長の考えを三度お聞かせいただければと思います。

○議長（遠藤釈雄君） 教育長。

○教育長（笠間元道君） ありがとうございます。

同じ答え、中身になるかと思いき、大変失礼になってしまうかもしれませんが。

まず、西地区の幼稚園、保育所ですけれども、先ほど申し上げましたように、本町は今年度、さくらんぼこども園が立ち上がり、本当に幼児教育については学習環境が大きな変化をしたと、町全体です。そういう中で、保護者の方のニーズがそれに加わってくるといってございます。そういう中で、涌谷南幼稚園のほうで、そういうふうな保護者の方の声があったということだったろうというふうに思います。

あともう1つは、涌谷幼稚園と涌谷南幼稚園が同時に長時間預かりできなかったのはということなんですけれども、恐らく、当時のやはりニーズを踏まえて、やはり同時に同じ地区で片方が長時間預かりをして片方しないというのは、やはりこれは、何かそこに理由があったのではないかと、私は保護者のニーズがあったのではないかなというふうに推察いたします。ただ、やはり世の中の状況、あるいは先ほど申し上げた町内の幼児教育の環境整備等々で、やはりニーズが変わってきたなど。これは、先ほど申し上げましたように、

今行っている適正規模適正配置、まずそれが根幹でございますので、これを整備をしながら、なおかつ先ほど申し上げましたように、そういうふうな、耳を傾けて、できるものは対応していくというふうになろうと思います。

あとそれから、さくらんぼこども園につきましては、これにつきましては本当に全く同じ考えで、同じ考えといいますか同じ思いで、マンパワーが、いわゆる待機児童ゼロ、そしてさらには幼児教育の本町の充実にはマンパワーが一番の、いわゆる私の関心事でございます、現在、関心事の1つでございます。そういう意味では、いろいろご提言をいただきましたので、そういうことも踏まえて、もう既に募集はしておりますけれども、備えたいというふうに思っております。

あと八雲児童館については、これから具体的に検討に入るわけですので、参考意見とさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 9番。

○9番（鈴木英雅君） とにかく時間もありませんので、今、教育長の口から聞かせていただきましたことを実現できるように、とにかく頑張ってくださいと思います。

一番は地域バランス、教育の面でもきちっとした地域バランスを考えた教育環境の整備というのは絶対必要だと思いますので、そこら辺のところをよろしくお願ひしたいと思ひます。

そして教育長、最後に、もっと地域に出てきてください。登米市の行政評価の中でも、教育委員さん方がもっと地域に出るべきだ、そのような話もちっとあります。そこら辺のところ、地域に出て子供たちの学校生活、態度、それと保護者の姿、地域をもっと肌で感じていただく教育委員会であってほしい。よく教育長とその辺の話をしますと、教育委員出てるよとは言ふものの、もう少し回数でなく、もっと地域と密接につき合っていたらいいような涌谷の教育委員会を望みまして、これで終わらせていただきたいと思ひます。

どうもありがとうございました。

○議長（遠藤稔雄君） 答弁をお願いします。教育長。

○教育長（笠間元道君） 激励いただきましてありがとうございます。

学校は、地域に浮かぶ船とも言われております。やはり、今地域に支えられておるわけですが、地域の方の情報を的確につかみまして、今後とも、その時点での子供にとってよりよい学習環境の整備ということに努めてまいります。ありがとうございました。

○議長（遠藤稔雄君） 4番久 勉君、登壇願ひます。

〔4番 久 勉君登壇〕

○4番（久 勉君） 4番久です。よろしくお願ひします。

昨日の委員会報告でも申し上げましたけれども、委員会活動の大きな命題として、現在の涌谷町の最大の課題である人口の減少、これにいかにして歯どめをかけるかということがあると思ひます。所管事務調査も、最終的に、何とかほかの町より魅力があり、またいろいろな施策をほかの町と比較したときに「やっぱり涌谷っていいよね」と感じるような施策の展開が必要であると思ひます。そのような観点から2点ほど質問いたします。

大震災から2年9カ月がたちました。町長は、選挙公約あるいは昨日の答弁でも、復旧復興が最大の課題であると話しております。災害公営住宅の進捗状況について、今後の進め方も含めて回答願います。

2点目は、子育て支援策として子ども医療費の無料化を実施していますが、これの拡大を9月の議会で杉浦議員が質問しておりますが、中学生まで、それから所得制限の撤廃の質問に、町長の答弁は検討の時期に来ていると答弁しております。その検討の結果、どうなったのか回答願います。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

〔町長 安部周治君登壇〕

○町長（安部周治君） 改めまして、議員の皆様おはようございます。

きょう、あす、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、4番久 勉議員の一般質問にお答え申し上げます。

まず第1点目の災害公営住宅整備事業の進捗状況についてのご質問でございますが、土地造成については、3カ所とも落札し、業者においてそれぞれ工事を進めているところでございます。

次に、住宅の建設工事でございますが、六軒町裏地区、渋江地区につきましては8月に入札を行い、六軒町裏地区のみ落札したところでございます。8月で不調になりました渋江地区につきましては、内容を見直し、9月に再度入札を行いましたが、2度目も不調になるという状況でございました。不調の要因といたしましては、1つには復興需要に対する業者数の不足があります。国・県の事業のほかに、涌谷町内においても上下水道、道路、学校関係などの建設事業が重なっており、業者自体も手いっぱいの状況にあります。さらに、建設資材や人件費の高騰も要因の1つでございます。コンクリートやコンクリート製品の不足など、補助事業で設定された単価を上回っている状況などが見受けられます。被災された皆様に、一日も早く安心して暮らせる住宅を提供すべく進めてきたところではございますが、建物の契約自体がおくれている状況でございますので、当初、完成時期といたしまして想定しておりました時期より、後ろにずれ込むことにならざるを得ないと、今の段階では考えております。

具体的な完成時期といたしましては、渋江地区は26年8月を予定しておりましたが、中江南地区と同じ平成27年3月の完成を目指して施工しているところでございます。なお、六軒町裏地区につきましては26年7月中の完成を目指して工事に取りかかっているところでございます。渋江、中江南地区につきましては、設計業者と次の入札を見据え、使用する資材、単価の見直し等を行っているところでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、2点目の子ども医療費の拡大をとのご質問でございますが、子ども医療費助成につきましては、9月会議でも質問いたしましたところでありますが、繰り返しとなると思いますが、我が町では昭和47年から乳幼児及び心身障害者の医療費の助成をスタートさせ、子ども医療費については、平成16年10月1日から施行いたしております。その目的といたしましては、医療費の一部負担金を助成することにより、子供の適正な医療機会の確保及び子育て家庭における経済的負担の軽減を図ることでございます。県レベルでの乳幼児医療費助成は、47都道府県で対象年齢は異なりますが、全県にて助成を行っており、最も多い対象年齢は、通院、入院とも就学前までの、年齢6歳の年度末までの通院が30団体、入院が27団体助成しており、半数以上が実施いたしております。また、県内の市町村でも、35市町村全体で行っており、最も多い対象年齢は15歳の年

度末で中学校卒業までの助成を行っており、入院29団体、通院16団体となっております。

我が町では、平成22年10月から小学校卒業まで入院助成を拡大し、入院、通院とも小学校卒業まで実施しております。県内の自治体を見ますと、多くの自治体が中学校卒業までの入院、通院の助成を行っており、我が町でも検討すべき時期とは思っております。

しかし、社会保障の最たる医療費負担が、地域において格差が生じていることに対しては違和感を覚えるものでございます。社会保障制度の最たる医療費制度は、全国一律に公平であることがベストと考えるものであり、必要な医療は全国一律、どこでも誰にでも平等に受けられ、その負担も一律であるべきと考えております。社会構造の改革である程度の修正、補正は必要とは考えられますが、そのようなことも含めまして、国への働きかけをすることは必要であると認めている状況でございます。

子ども医療費の助成目的である子供の適正な医療機会の確保は、現制度で十分達成されているものと考えております。また、所得制限の撤廃については、いろいろな考え方はあろうと思っております。現制度は、県の乳幼児医療費助成制度にのっとり施行しているものでありますが、議員ご質問のとおり、既に検討をしているというふうに答弁していることから、担当のほうで、実績やあるいは今後の動向等を踏まえまして試算しておりますので、改めて検討の余地はあるものと思慮しておりますので、ご理解、ご協力のほうお願い申し上げます、4番久議員への回答とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 4番。

○4番（久 勉君） 災害公営住宅なんですけれども、現在、仮設として使われている町営住宅、あるいは民間の施設に、いまだ119世帯の、震災によって日常生活を破壊された方々が不便な暮らしをしております。今の答弁で、1回目の一般競争入札、これが2社で不調、これが8月27日で、2回目が9月だったと思うんですけれども、指名競争入札8社なんですけれども応札したのは7社、それも不調。しかしこれ、8月から9月までの間、1カ月未満なんですよね。その1カ月未満の間にどんなやりとりがあったのかわかりませんが、結局設計変更して行ったと思うんですけれども。9月の不調になってから、もう12月、これはもう3カ月以上たっているんです。10、11、12で、3カ月までまだなりませんけれども。1回目のときと比べると、今回に関しては、物すごく時間がかかり過ぎていると思うんですけれども、この辺は、設計業者とどんなやりとりがあったのか。町長答えられるなら町長でもいいし、町長答えられないんなら担当課長でも、副町長でも、答えられる人、答えてください。

○議長（遠藤稔雄君） 建設課長。

○建設課長（平塚盛茂君） それでは、災害公営住宅の入札の関係なんですけれども、1回、2回ということ で不調になったわけでございます。2回目の不調の額の差が結構大きい差がありまして、内容的に設計業者と今現在詰めておりまして、ある程度、方向性は固まってきていると。それで、復興庁との調整もありまして、その辺の人件費の関係、あるいは資材関係についても復興庁と調整をしております。

それで、復興庁におきましては、11月末に額の確定の内諾をいただいたということでありまして、現在、第3回目の入札に向けて調整を図っているというような現状でございます。細かいところにおきましては、さまざまあるんですけれども、建設設計の中でも大幅な見直しがあると長時間かかるんですけれども、ある程度設計に、建築基準法に余り大幅な変更にならないような程度のものを、細かいところまでわたって今進

めておりまして、ある程度入札になった六軒町裏地区の設計業者の内容も含めて調整を図っているところがございます。

いろいろと設計の中で図っているということは、前に進まないというのは大きな原因になっておりますけれども、できるだけ実際に合わせた単価、あるいは資材等の中で検討してっております。ただ、その中で大きく木材関係なんですけれども、木材関係は県産の木材を使用することというようなことでありましたけれども、今のところ、宮城県産の木材はなかなか難しい、あるいは国内産の木材も難しいということで、そういう材料等についても詳細に今詰めているようなところがございます。以上でございます。

○議長（遠藤稔雄君） 4番。

○4番（久 勉君） 1回目が8月27日で、2回目が9月24日、この間1カ月もたっていないんですね。それが、2回目できたんでしょう。それが2回目終わって、そこから直すのに、きょう12月19日、まだ出てこないというのはどうしてなのと聞いているんですよ。前のときは1カ月もたたないでできたのに、何で今こんなに時間かかっているのということなの。

○議長（遠藤稔雄君） 建設課長。

○建設課長（平塚盛茂君） 1回目におきましては、渋江地区を2工区に分けて出しております。2回目においては、大きな変更はなくして1工区ということで入札かけました。それにおいても、大きな開きがあったということで、精細な内容のチェックをしながら3回目に進めているということで、その詳細な中身が時間がかかっているというようなところがございます。

○議長（遠藤稔雄君） 4番。

○4番（久 勉君） 1回目の質問で、今後の進め方も含めて質問いたしますと言っているんですから、じゃあ3回目、いつ成果品が出てきて3回目の入札予定とか、そういう今後のスケジュールはどうなっているんですか。

○議長（遠藤稔雄君） 建設課長。

○建設課長（平塚盛茂君） 入札の方法もあるかと思うんですけども、1回目におきましては一般競争入札、それから2回目においては指名入札で行ったわけでございますけれども、それら、入札の方法も含めて早めに進めてまいりたいと思っております。

○議長（遠藤稔雄君） 4番。

○4番（久 勉君） 早めに進めてまいりたいって、いつやるんですかと聞いているのに早めで、それしか答えられないの。

○議長（遠藤稔雄君） 建設課長。

○建設課長（平塚盛茂君） いつというようなところではなくて、できるだけ早めに進めてまいりたいということでございます。

○議長（遠藤稔雄君） 4番。

○4番（久 勉君） 9月末日まで契約して、完成が次年度でも消費税は現行のまま。ところが、それ以降の契約で年度末まで完成しないと消費税が新しい税になると、8%になると。この差額は誰が責任持つんですか。これは国費だからいいということなんですか。単費はかからないから、国が払うんだから、たとえふ

えても何ら支障がないという考え方なんですか。その辺はどうなんですか。

○議長（遠藤稔雄君） 建設課長。

○建設課長（平塚盛茂君） 8%の消費税でございまして、10月以前であれば5%、それで10月以降に超えた場合は、4月以降の工事については8%ということで、それを含めての内容を調整しながら、現在今進めているというところでございます。

○議長（遠藤稔雄君） 4番。

○4番（久 勉君） ふえた分、誰が払うんですか。町が責任負っちゃうの、それ。だって、1回目8月27日、2回目9月24日。9月24日に契約できていれば、現行の消費税でよかったですよね。これができなかつたら、10月過ぎたから、今回はもう8%払わなきゃない。金額大きくなるわけでしょう。その大きくなった分は国の手当があるんですか、これは。単費なんですか。誰が責任を負うんですか、そのふえた分の。

○議長（遠藤稔雄君） 建設課長。

○建設課長（平塚盛茂君） その辺については、財政課長のほうが、もし答弁できるのであれば。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 基本的には、増額分は復興交付金の対象になると認識しております。

○議長（遠藤稔雄君） 4番。

○4番（久 勉君） ただ、どう考えても、やはりきちんきちんと進めていけば、相手のあることだからと言えはそれまでですけれども、9月末まで契約済んでいけば、現行の料金で済んだと。それが、10月以降になってくると高いお金を払わなければならない。それは、国の金だ、復興交付金だと言ってしまうはそれまでですけれども、やはりいいことではないのではないのかなと思われま。そういうの事前にわかっているわけですから、やはりきちんと対応すべきだと思います。

町長あるいは副町長、これ、設計業者の責任者、社長でも代表者でもいいですけども、お会いになったことあるんですか。

○議長（遠藤稔雄君） 副町長。

○副町長（菅原孝治君） 私も、設計業者とは何回かお会いしております、私なりに強力な指導をしたつもりでございますが、ただ、今回の、特に今年度、災害公営住宅も含めた災害復旧工事の業者の落札率が非常に低くなっているという現状はあります。第1回目で一般競争入札でやったときに不調になりました。2回目、課長いろいろ説明しましたけれども、2回目、いろいろな形を変えて、ただ中身は変えないで、入札の方法を2工区に分けたものを1つにしたとか、または指名業者にしたとかという考え方で、何とか落札するんじゃないかという読みがあったんです。ところが、全然だめだったんです。額が非常に大き過ぎたということですね。2回目の不調のとき。これじゃだめだということで、復興庁と協議しろということで、設計やって協議して、具体的に、はっきり言えば資材の高騰、あと人夫賃の高騰、これが非常な開きがあったんですね、業者の見積もりと。だから、そういうことを再度復興庁と協議しながら、設計額を検討しなさいという指示をしました。それが長くかかっているということでございます。

そういうことで、その作業の進め方も、今議員ご指摘のように、非常に私らも、はっきり言えば、ある意味不信感を持ちました。こんなことでいいのかということで、大分注意、指導はしたつもりでございますが、

いかんせん、やはり現状としては、いろいろな形で今、災害復旧工事が不落の状態が、これは私の町だけでなく、県も国も含めて、特に宮城県のほうに話したところ、宮城県も非常に困っている状況でございますので、これはやはり、国の指導のもとに全体として不落の状態を解決してほしいということで、国にも要望を出しておりますし、その中で復興庁で単価の改正について認めてきつつあるということでございますので、今後とも、なるべくそういった国と県との調整をしながら、早く進めたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（遠藤稔雄君） 4番。

○4番（久 勉君） 町長は、常日頃、あるいは昨日の答弁でもお話ししているんですけども、行動を起こすことが大事であると。町長みずからが、業者の責任者へ「何月何日までつくって来い」で、そういう指示でいいんじゃないですか。みずから行動を起こす、行動することが大事であると言っている、あなたが動けば、どうなんですか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） ご指摘いただきました。ただいま建設課長あるいは副町長のほうから、いろいろと各角度から答弁いたしましたけれども、やはり、私も若干残念な思いでいることは間違いございません。その姿には、事務の進め方にも若干のおくれという姿もありましたし、あるいは調整等、いわゆる県と、あるいは復興庁等との調整等々についても、いわゆる食い違い等々もあった関係もありました。そういう意味で、時間がかかり過ぎたという姿も否めないところかなというふうに思っております。

ただ、今、副町長がおっしゃったように、公共工事だけでなく民間の建設工事もふんだんに復旧に向けた取り組みがされているという状況でございますので、さらにこれからは公共工事優先的にやるということは非常に難しいという姿がございます。そういった面で、私が動いて「うん」という姿であれば一番いい状況であるならば、私は動きますけれども、それでもやはり、今のこの情勢等々から見ますと、行っても、「わかりました」という姿はないだろうというような、私、今の見方でございます。無理なものであっても動いて、だめだというような姿になりますと、これまた逆な姿になる可能性がありますので、時期を見て、そしてある程度の固まったそういう姿を見たならば、しっかりと対応してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに考えております。

○議長（遠藤稔雄君） 4番。

○4番（久 勉君） でき上がったところへ出て行って「やりなさい」ではないと思います。やってもだめだろうと、初めから頭から決めつけることないじゃないですか。みずから行動を起こすことが大事であると言っているあなたが、アクションも起こさないで、多分こいつやってもだめだべなど、はなからだめと決めかかるということはいかなるもののでしょうか。やはり、やってみて、相手と話しして、相手が「いや、町長、何ぼ言われても無理だ」と言うんだったら、それは仕方のないことなんですけれども、そうじゃないですか。

○議長（遠藤稔雄君） 副町長。

○副町長（菅原孝治君） 議員さん、業者に、私、町長代理できつく話ししてるんですよ。建設業者にも話してますし、設計業者にも話してます。ただ、今そういう、昔のような状態ではございませんから。はっきり言えば、受け手のほうが非常に強いです。こちらのほうの要望だけを通して、なかなか通じませんので、

ですから全体的な形で、1つの町だけではだめですから、一般競争入札をやったって業者入ってきませんので。ですからやはり、単価とか資材単価を県を通じて上げてもらわないと、どうしても落札しないんですよ。そういう状況でございますので、町としても一生懸命やっているつもりですけれども、今、そういう状況だということをご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（遠藤稔雄君） 4番。

○4番（久 勉君） それはそれとしてわかりました。

では、昨年の12月の定例会のときに、災害公営住宅整備スケジュール表というのを出されています。さっき町長の答弁では、渋江地区は当初平成26年8月完成予定と。しかしこれ、昨年12月に出していたときのやつには渋江、六軒町裏は25年度完成、3月まで完成と。中江南が26年度末完成、こういうのって、今言われれば資材の高騰、あるいは人件費の高騰で全然合わなくなってきていると。そのため、応札、不調に終わっているということなんです。

だったら、これだっただってスライドして変えていきますよというのを、行政報告なり何なりに状況の説明が何にもないじゃないですか。これ見れば、このとおりいくんだな。現在の社会情勢で、これはもう違ってきている。違ってきているんだったら、違ってきたなりのやつを議員に知らしめるとか、そういうのはないんですか。やらなくてもいいと思っているんですか。ただずるずると、ずるずると言っちゃ、ちょっと言葉があれですけれども、できないからしょうがないや、しょうがないやというのは、何も言われなければ議員はわからない。議員がわかったからどうするんだと言われればそれまでなんですけれども。ただ、こうやってきちんと議会を出して説明しているんですから、これと変わったよというのは、やはり変更がありますということはお示しするのが当たり前だと思いますけれども、いかがですか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） その件については、確かに改めて行政報告なり、あるいは変化があった時点で議員の皆様方にご理解をいただくということが一番のベターな姿であるということで考えてはいたんでありますけれども、ただ、具体的な時期が全然明快な姿がわからない状態で、予定がこういうふうにならずれ込むという、そういう具体的な時期が明確でない状態で、果たして示しているものなのかどうなのか。さらにまたずれた場合の姿になりますと、大変な、議員さん方にご迷惑等々かけますので、やはり、今の事務をしっかりと表に出してご理解をいただいて、いわゆる県と復興庁等との詰め合わせをして、これで入札、落札をお願いして、ある程度の固まった段階で、このような変更になりますといったほうが、かえってご理解がいただけるのかなというふうに私自身は思っております。まだ今のところ、そういう状況でございますので、議員の皆様さん方にも、難しい局面にきてるんだなということを、ぜひご理解いただきたいというふうに考えております。

○議長（遠藤稔雄君） 4番。

○4番（久 勉君） 答弁がいつも言いわけに聞こえてしまうんですけども、だったら、書面でも出さなくてもいいじゃないですか、じゃあ口頭でも。申しわけないけど、こういう状況でわからないと、まだ入札もままならないと、それだけだっただいいじゃないですか。何も書面で、完成時期いつになるか、とてもじゃないけど、現段階で予測できませんと。だからそういうのは出せないけど、今こういう状況であるということ

ぐらいの説明があつてしかるべきだと思います。これは答弁要りません。

2点目で質問した子育て支援策としての子供医療費の無料化なんですけれども、町長の考え方は、全国一律平等でやるべきであつて、涌谷町だけが突出すべきでないみたいなのうに聞こえてきたんですけれども、それはそれとして、担当課に検討させているということですから、ただ担当課の検討なんですけれども、前回、杉浦議員の答弁に、年間2,000万円ぐらいかかるという答弁だったんです。どうもこれ、おかしい。国保の医療費からしか推計できませんけれども、国保の医療費から、私が国保会計担当者から調べていただいたのでは、そこから中学生の社保の人数、それで推計すると、年間約600万ぐらい。色麻町のを見てきたんですけれども、色麻町の24年度の決算状況から、涌谷町の生徒数に当てはめて推計すると800万ぐらい。大体2,000万の半分以下なんです。だから、この辺はきちんとやはり精査して、いずれ推計しかできないわけですから、何とも言えなく、結局、社会保険のほうの医療費というのは把握というのは多分できないと思いますので、もうちょっと推計の方法というんですか、それをきちんとして、実際の金額を出して、あとは執行部で検討。

それから、所得制限の撤廃の考え方なんですけれども、いろいろな考え方があるので、一概にどれがいいとか悪いとかということではないですけれども、所得制限の考え方の1つとして、一生懸命働いて税金を納めてる方が高額納税者といいますか、高額納税者というのは、やはり町への貢献度というのは大きいと思うんですよね、町税ですから自主財源ですから。そういった方々のお子さんに、低所得者の人たちには手厚くして、一生懸命働いて一生懸命税金を払ってらっしゃる方にさらに医療費でお金を出せというのはやはり私がおかしいのではないのかなと。これは、他の人より貢献しているわけですから、その人たちに平等に恩典が、さっき町長平等という言葉が出てきましたけれども、そこは平等にしてやって、子供たちの医療費に関しては、それでよろしいのではないのかなと思いますけれども、その辺はいかがでしょう。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） 先ほどの災害公営住宅のずれ込み等々については、口頭でも当然お話しすべきだったのかなと、今、反省しております。できるならば、今回ははっきりした状況が具体的に出ていますので、文書で、あるいは行政報告で皆さん方にご理解をいただくべきだったのかなというふうに私自身考えております。申しわけないと思っております。

あと医療費の姿の質問でありますので、これについては、もう既にある程度担当のほうで試算をしておりますので、担当のほうから説明させていただきます。そしてまた、平等という観点から高額所得者等々についての配慮ということについては、若干もう少し検討する余地があるのかなと。いわゆる国でも、あるいは全体といたしましても、その辺の取り扱いがそれぞれまちまちでございますので、どれが一番いいのかということについては、やはり少し検討しなければならない姿があります。国のほうでも、いろいろと問題が指摘されておりますけれども、答えが出ない状況であります。でありますので、こちらのほうといたしましても、先行する分野は私は構わないなというふうには思っておりますけれども、それに合わせて検討を具体的に進めてまいりたいと。予算付けのときに具体的に示してまいりたいなというふうに考えております。ご理解いただきたいというふうに思います。

○町民医療福祉センター副センター長兼福祉課長（佐々木敏雄君） それでは、前回9月に杉浦議員さんのほ

うにお話しした金額でございますけれども、1,200万ちょっとということで、対象が4、5、6学年という形でご報告させていただきましたけれども、その後、精査して、ただいま議員おっしゃるように24年度をもとに試算し直してみました。それを見ますと、成果表にも出ておりますけれども、0歳から2歳までは5,070件、それから3歳から小学校6年生までは1万4,615件ということと、それから入院につきましては、2歳までが53件、6歳までは14件、それから小学校1年生から6年生まで21件。それらを参考に試算してみたわけですが、ゼロ歳から2歳までは医療費の一部負担金が2割となっておりますので、3歳から小学校6年生までの費用額を参考に積算し直してみた結果、中学校の生徒さんが約……、その前に、0歳から2歳までの年間のレセプトの件数ですけれども、大体1.5件ですね。それから3歳から小学校6年生までは大体0.95ぐらいの受診件数という数字になっております。それで、中学校はもっと少なくなるかなという推測をいたしまして、約8割ぐらいの受診率という試算で計算してみましたけれども、入院はそんなに額的には変わらないというところで、約19万ぐらい。それから通院のほうは716万ぐらいの結果が出ておまして、トータルでは734万ぐらいの金額になるかなと試算してございます。それから、もしこれを導入するに当たって、あとシステムの改正等の費用も若干出てまいりますので、合わせて850万ぐらいかなというところで試算しているところでございます。

○議長（遠藤稔雄君） 4番。

○4番（久 勉君） 数字は多分、大分前回よりは精査された数字だと思いますので、ぜひこの後は、あと町長と、財政のほうと相談なさって実現に向かって検討していただくことをお願いして終わります。

○議長（遠藤稔雄君） 休憩します。再開は11時25分といたします。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時25分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。

8番門田善則君、登壇願います。

〔8番 門田善則君登壇〕

○8番（門田善則君） 8番門田であります。かねてより通告しておりました箕岳地区の小学校、中学校の統合時期を発表せよということで質疑をさせていただきます。

まず、平成19年12月、我々涌谷町議会は、議会のまとめとして箕岳地区の小学校、中学校の適正規模については統合すべきであるという議会の報告書を出させていただいております。それに基づいて、教育委員会はその件を検討に検討を重ね、地域住民の説明会も開き、前町長への答申をされ、しかし、その答申については前の町長においては凍結ということで、このことについてはその場で凍結されたという経緯がございます。

しかしながら、この学校適正規模適正配置については、箕岳地区においては大変な関心事でありまして、さきの教育長さんの26年度幼稚園の小里幼稚園、箕岳幼稚園の統合時期は26年度ということで発表され、こ

れが周知、園児のお母さん方、お父さん方にも周知徹底されたところであります。

しかしながら、小学校、中学校においては、まだそれがはっきりしていないと。つい先日、11月の末でありましたが、籠岳地区の少年野球チームの慰労会がありまして、そこに小学校のご父兄の方々が多く来ておりました。その中で、私に「いつになったら会長さん、小学校、中学校は統合されるのですか」と。「実は、私の子供は中学校2年生です」「私の子供は小学校5年生です」「6年生です」「それによっては進路をほかの学校に変えるつもりもあるんです、その回答によっては」というふうな、お母さん方の切実な呼びかけでありました。これは、本来我々も、19年からしてもっともっと早くこのことは手をつけなければならないということで、昨年教育厚生部の久委員長を中心に籠岳地区に出向き、ご父兄のご意見を聞かせていただいたと、そういう経緯も踏まえて、私は、これは早くこのことを進めるべきである。そしてその保護者の不安を早く取り除いてあげることが大事ではないかなというふうに考えたものですから、今回、このような質疑をさせていただいているわけです。

実は、私どもの隣の家の方からも、「おじちゃん、うちの子幼稚園、来年小学校なんだけど、小里小学校には入れないよ。大体1クラス1けたで、そういうことで切磋琢磨できない小学校に入れて、学力が向上するとは私は思えないんだ」というようなお話も、直接いただいております。そういったことからして、どうなんですかと、小学校は、中学校はというお話が常々聞かされておりますので、これは一般的な親御さんの不安を解消するのも、町としての大きな役目であろうというふうに考えたものですから、ぜひとも町長にはそういった親の不安を取り除く、そういった回答をぜひいただければなと思って、今回、このことについて質疑しております。ぜひ、そういった点を考慮してご発言をお願いしたいなと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

〔町長 安部周治君登壇〕

○町長（安部周治君） 8番門田議員の一般質問にお答え申し上げます。

門田議員は、原稿なしで、いろいろとこれまでの経過あるいは保護者の方々の切実な思いを今述べられて、町長として、いつ決断をするのかというような姿を質問でおっしゃいました。まさに、私はそのとおり真摯に受けとめてまいりたいというふうに考えております。

先ほどもそうでありますけれども、きのうも行政報告あるいは教育長からの答弁の中にもありましたように、やっとの思いで籠岳幼稚園あるいは小里幼稚園の統合が、保護者、地域の皆さんのご理解をいただいて実現する運びとなりました。今後は、この統合に向けたさらなる推進委員会を立ち上げて進むという姿で、来年度の4月に向けた統合という姿までこぎつけたという姿でございます。

その間、相当な時間と保護者の方々あるいは地域の方々に理解を求めるための教育委員会として多分な努力がなされた結果が、やっとの思いで凍結から氷が解けたという状況になりまして、理解がいただけたという姿であります。そうしますと、やはり中学校の統合の問題、あるいは小里小学校あるいは籠岳小学校の統合に向けた取り組み等々についても、やはり保護者の方々、地域の方々から、我々のこれまでの努力に対する姿を十分に理解ができていくというふうに私自身思っております。きのうも、大友議員さん、あるいは伊藤議員さんのほうからも質問ありましたように、やはりそういうことが大きな行政の課題、あるいは教育上の課題であるというふうに私も受けとめております。

でありますので、これは前にも私がお話し、答弁しておりますように、私の与えられた任期中、いわゆる平成27年度の任期いっぱいまでの間には、必ず実現するべく努力をしますよということをお話ししております。私はそれに向けた取り組みを教育委員会のほうにしっかりと指示しておりますし、また、中学校あるいは小学校のみならず指示しております。小学校の場合は28年度あたりというような姿であります。

しかしながら、私は中学校の統合が平成27年4月に実現させたいという思いと、それに合わせた小学校、箕岳地区の小学校も同じような歩調をとれば、幼稚園に通う子供たちがすんなりと迷いなく入学できる姿ができるのかなという思いでございます。前に性急なという言葉がちょっと表現が悪いかもしれませんが、ある程度行政主導あるいは教育委員会主導の姿で進めたことが、結果的に反対署名等々があって実現できなかった、そういう経緯を踏まえていきますと、丁寧にあるいは慎重にということを含めながら、着実に進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ぜひ、私にただいまお話ししました期限の中で実現させるべく、これからしっかりと努力してまいりたいというふうに考えておりますので、とりあえずご理解をいただければというふうに考えております。

○議長（遠藤稔雄君） 8番。

○8番（門田善則君） 町長には、大変前向きな発言をいただきました。これで箕岳地区の保護者の方も、一様にひと安心するのではないかと。平成27年に中学校、平成28年に箕岳小学校と小里小学校、このことについては、明確に町長が、今の質疑に対してお答えしたということで、私も歓迎するところであります。

さて、その統合についてであります。その期限がきちんと決まったとしても、その段取りというもの、今町長も言いましたけれども、かなりの労力と時間をかけなければならないというふうなことは、私自身も知っているところであり、今の幼稚園の統合についても、そういった部分で若干おくれがあるのではないかと心配もされているところであります。

そこで思うのですが、ぜひ教育委員会の中に、来年の4月以降、小学校、中学校の統合についてのプロジェクト的な人事配置をし、その中で統合に向けた準備を粛々と進められるようにしてはどうなのかということもありますが、その辺について町長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） 言ったからには、表明したからにはそういう人事配置、いわゆる事務に支障の来さないような進め方をしっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。ぜひ実現して進めてまいりたいというふうに考えております。（「了解です。終わります」の声あり）

○議長（遠藤稔雄君） 休憩します。

休憩 午前11時39分

再開 午前11時43分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。

5番杉浦謙一君、登壇願います。

〔5番 杉浦謙一君登壇〕

○5番（杉浦謙一君） 5番杉浦でございます。

かねてから通告いたしました、私、3件の項目がございます。

通告に従って質問をいたします。

まず初めに、涌谷町の提携しております東北メディカル・メガバンクについてご質問いたします。

東北大学、岩手医科大学が実施しております東北メディカル・メガバンク計画について、文部科学省の全体計画を見ますと、私はこの計画、この研究に関しましては反対の立場ではございませんが、少し気になる点がありますので伺います。

この計画は、被災地を中心といたします地域住民の健康調査を実施し、結果、回答を通じて健康向上に取り組むことをいたします。また、医療関係人材を被災地に派遣いたし、地域医療の復興に貢献すること、そしてまた、地域医療情報基盤と連携しつつ、さらに被災地を主な対象にしてゲノム情報を含む地域住民コホート、集団といたしますけれども、3世代コホートを形成しますということです。さらに、全国のゲノムコホート、バイオバンク研究機関と連携しながら、バイオバンクを構築しつつ、ゲノム情報等を解析することということで、これが第1段階ということでございます。

次に、数年後、5年をめどでございますけれども、我が国で実施されている他のコホート事業と連携して、住民コホート、患者コホートを組み合わせた成熟したバイオバンクを完成し、国内機関への公平な分配とガバナンスの確保された大規模共同研究へと発展させます。それによって、ゲノム情報、これを含めた生体情報、そして健康情報等の網羅的な基盤情報を創出、そして共有するというところでございます。これを用いて、東北大学では被災地住民を対象として解析研究などを進めることで、個別化医療等の次世代医療を被災地の住民に提供するというので、これが第2段階となっております。

これらを推進することにより、被災地への医療関係人材派遣や詳細な健康診断の実施等により、健康増進等に通じた地域医療の復興、東北発の予防医療、個別化医療等の次世代医療の実現と新たな産業の創出を目指すものであることとございます。

この事業では、地域医療復興と次世代医療を実現する目的とあわせ、被災地地域を中心とした対象地域において7万人規模の3世代コホート、8万人規模の地域住民コホートを実施するわけでございますが、これが病因の解析、有効な診断、治療方法の開発、これを実施するわけでございますけれども、この国の、政府のヒトゲノム遺伝子解析研究に関する倫理指針、これによりますと、人間の尊厳の最大の尊重、恣意的なサンプル選定を行ってはいけないということなどがうたわれております。この点で、結果の公表に当たっては人権侵害に当たらないのかどうか、そういった点が気になる点であります。この点で伺います。

2つ目に、フッ素使用による子供の虫歯予防についてご質問をいたします。

フッ素による子供の虫歯予防は、集団洗口、洗口というのはブクブクうがいと言ったらいいのでしょうか、集団洗口という方法で宮城県が推進しようとしております。そもそもフッ素とは、自然界で他の元素と結合したフッ化物として地殻中に多く存在し、ほとんどは安定的な岩石の中にあります。日本のような火山地帯で、高熱と酸性条件のもとで猛毒なフッ化水素ガスとなり、いろいろな物質と結合して有毒な物質を形成いたします。フッ素洗口に使用するフッ化ナトリウム、そういうのがあるんですね、フッ化ナトリウムはその

1つでございます、かつてはゴキブリ退治薬、ネズミ退治薬として、ネズミを殺傷する薬として使われた劇薬でございます。体内に入ると、主に歯や骨に蓄積されるというものでございます。過剰摂取すると、骨折や骨肉腫などを起こす危険性があります。

フッ素は、歯質を強化し再石灰化を促進し、虫歯への抗菌作用もあるため虫歯予防に大きな効果があると期待されております。このフッ素の過剰摂取により急性中毒、例えばよだれ、悪寒、嘔吐、腹痛、発疹、けいれんなどを起こし、慢性中毒としては歯が茶色に着色する、もろくなる歯のフッ化症という病気があります。骨折や骨肉腫などがあると。このフッ化洗口は、フッ化ナトリウムを薄めて行います。場合によっては誤飲、誤って飲み込むことによってこの急性中毒や慢性中毒の危険性があると思われま。そういった報告もでございます。また、WHO、世界保健機構では、誤飲する危険性の高い6歳未満の子供にはフッ素洗口を行うべきではないという報告を出しております。この点で、このフッ素を使つての集団洗口について町長にお聞きいたします。

そして3つ目でございます。

来年4月に消費税が5%から8%に引き上げられます。

11月7日、大崎市の伊藤市長は定例記者会見で、来年4月に消費税が引き上げられるのに合わせ水道料金を引き上げ、他の公共料金を据え置くとの方針を明らかにしたとの新聞報道がありました。また、大崎市の総務部長は、水道料金は市に対する負担額が直接はね返ってくるので値上げしなければならないと説明をしております。涌谷町の水道料金は、平成22年に引き下げを行っております。町水道を利用している方であれば、誰もが懸念するのは、今後の水道料金なのではないでしょうか。水道料金については、私も何度か質問をしておりますが、消費税増税に伴い、その分が料金に上乘せされると思いますが、町長にその考え方を聞きしたいと思います。

以上、3点にわたって質問いたします。

○議長（遠藤釈雄君） 1回目の答弁を留保して、昼食のため休憩いたします。再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後1時00分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤釈雄君） 再開いたします。

町長。

○町長（安部周治君） 5番杉浦謙一議員の一般質問にお答えいたします。

まず1点目の東北メディカル・メガバンクについてのご質問でございますが、杉浦議員質問の中で、るる小まめに内容等々を説明しておりましたので、これについては割愛させていただきます。そしてまた、過般、11月末のときと思いますけれども、古川にこれの支部の開所式がございまして、1市4町の首長さん全員が出席いたしまして開所式、盛会に行ってきたところでございますし、その施設の中の機器類等々も見学させていただいて、こういうものがそうなのかという、具体的には納得はしませんでしたけれども、ある程度目

に見させていただいたということでございます。内容等々については、今お話ししましたように、杉浦議員のほうが詳しいのかなというふうに考えております。

でございますので、町としての考え方等々についてお話し申し上げたいというふうに思います。

この東北メディカル・メガバンク事業は、文部科学省、厚生労働省等の指導のもと、国の事業として実施されているものでございます。町民の皆様は、調査の説明を受けた上で、同意が得られた方のみ調査にご協力いただくことになっております。また、個人の血液や調査データは匿名化して保管され、国が定めた基準、ヒトゲノム遺伝子解析研究に関する倫理指針に従って倫理的に個人情報情報を厳重に保護するシステムになっております。

なお、遺伝情報の解析結果の回付に当たっては、遺伝情報等回付検討委員会において審議の上、回付するかどうかの決定が行われることとなりますので、ご理解を願います。

次に、2点目の危険性のあるフッ素使用での子供の虫歯予防についてのご質問でございますが、フッ化物を使用しての虫歯予防につきましては、厚生労働省を初め県が推奨しているところであります。ただし、フッ化物洗口事業の開始に当たっては、反対意見が出ることは必至と考えられますので、大崎歯科医師会のご指導、ご助言もいただきながら共通理解のもと、無理のない方向で実施したいと考えております。

先般、県の保健福祉部健康推進課より、平成26年度歯科保健事業についての照会、いわゆるフッ化物洗口導入モデル事業がございまして、当町といたしましては未定というふうに回答をいたしておるところでございます。

次に、3点目の水道料金についてのご質問でございますが、大崎市の水道料金は内税方式でありまして、基本料金、使用水量料金の中に消費税分が含まれており、今回の改正では水道料金を引き上げると報道されましたが、実質は消費税分が転嫁されたものと認識いたしております。涌谷町では、料金設定が外税方式でありますので、水道基本料金、使用料金の改定ではなく、消費税分の5%を8%に引き上げをお願いいたすものでございます。なお、平成27年度から大崎広域水道受水料金の改定が計画されておりますが、個人負担をいかにして安くするかといったことなども、今後、一生懸命に考えてまいりたいというふうに思っております。

特に、水道行政につきましては、独立採算の受益者負担の原則があるものの、料金改定は町民にとりまして大きな影響を与えますことから、関係する2市8町村と連携を密にして、料金改定に向け宮城県に対して積極的な働きかけをしてまいりたいと考えておりますので、どうかご理解、ご協力をお願い申し上げ、5番杉浦議員への回答とさせていただきます。

○議長（遠藤稔雄君） 5番。

○5番（杉浦謙一君） 第1点目の東北メディカル・メガバンクの件でございますが、当町、これは先ほど答弁の中に、検討委員会を通して、そして回付するというようなご答弁でございました。この研究は、いわゆる病気の遺伝子レベルでの長期にわたる研究ということで、この家系はこの病気になる、こういう、やはりこういう点ではこれからの治療、難病の治療と、そういう関係ではかなり大事な研究なのかなと思いますが、ただし、あくまでも家系ですから、この遺伝子の家系はこういうふうな家系になるというふうな見方をされると、やはり人権的に問題があるのではないかということで、私はこの質問をしたわけでございます。

その点では、この検討委員会、どういう中身になるかというのは、また具体的なことになると思うんですが、涌谷町町民の方で、こういう調査を協力しているという状況は、ちょっと私はわかりませんが、そういった中身で同意されていると思うんですけども、今後の回付の仕方、これから結果が出ると思うんですが、その点では、やはり慎重に、やはり結果を公表するという事は慎重に、匿名であるということも言われました。ただし、物が病気とか遺伝子レベルの話になりますから、その点ではもう少し注意が必要ではないかと思うんですけども、町長の考えというのは、この遺伝子研究、どうでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） 私も、詳しく説明を受けた姿ではありませんけれども、こういう遺伝子的な姿を説明を受けると、やはり質問者の言われているとおり、表面ではとてもいいメガバンク事業だなというような考えがありますけれども、やはり裏を返せば、このことによって親の世代、あるいは子の世代、孫の世代という姿になっていきますと、それぞれ考え方が変わってくる可能性は十分にあると。親が同意しても子供が親になって、その孫が親になった場合の考え方が変わってくる可能性というものは十分にあるというふうに、私も認識しておりますので、その辺のところについては研究機関が詳細に、あるいは綿密に同意者に対して、いわゆる希望者に対して理解、同意が得られることが、まず大きな前提になるのではないかというふうに思っております。

でありますので、私のほうから町を挙げてどうのという姿ではなく、あくまでも個人で同意される方をしっかりと説明責任を果たしていただけるような姿で、もしわからないところがあれば要請等々をしてまいりたいというふうに考えておりますので、その辺はよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

○議長（遠藤稔雄君） 5番。

○5番（杉浦謙一君） この件では、町とのかかわり、町長が大崎市でそういう式典に招かれたということでしたけれども、町としてのかかわりというのは、今後どのようなかかわり方をするんですか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） 今のところ、町として積極的に同意者を集めてほしいとか、あるいはそういう事業があるので積極的にPRしてくれとか、そういう姿のところにはまだ至ってはいないのかなというふうに思っております。町としてのかかわりというよりも、町民の個人に対するかかわりのほうが強いというふうに私自身認識しておりますので、私としては、町を挙げてどうのということではなくて、あくまでも先ほどお話ししましたように、個人の同意、理解、納得というものが大事でございますので、そちらのほうが優先される事柄ではないのかなというふうに認識しております。

○議長（遠藤稔雄君） 5番。

○5番（杉浦謙一君） このメディカル・メガバンク、多分これからの研究ですから、町としてまだ具体性はないのかなと思っていますけれども、今後、そういう点では、ぜひ人権の問題ではお願いしたいと思います。

2つ目、危険性のあるフッ素の関係でございます。

私自身、フッ素洗口自体を問題にしているわけではないんですよ。集団的なフッ素洗口が問題であると。個別にやるのは特に問題があるとは思いません。フッ素洗口、私聞いたところによると、集団でブクブク、30秒ぐらいですか、ブクブクうがいをするということで、下を向いてうがいをするという形になると聞いて

おりますが、この点はいかがなんでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 健康課長。

○町民医療福祉センター健康課長（久道光子君） では、ご質問に答えさせていただきます。

このフッ化物洗口につきましては、いろいろ賛否両論があるところでございます。厚生労働省、それから宮城県は、既にフッ化洗口を推奨しているところでありますけれども、当町におきましては、まだ実施という段階でないときから、「もうするそうだね」というふうな情報を得たりしまして、全然すると決めていないのに医療福祉センターのほうにも「するそうだね」ということで、養護教諭の先生がいらしたりということがありました。

当町といたしましては、フッ素自体は劇物ですし、フッ化洗口に使うフッ化ナトリウムはきちんと決められた濃度に希釈して、そして対象年齢もブクブクうがいができる4歳児から12歳児を対象にとり、実施に当たってはいろいろ知識として、あるいは技術として、それから薬品管理、さまざまな面でクリアしていかなければ実施できない点がありますので、先ほど町長の答弁にもありましたように、県の質問に対して、照会に対しても、いろんなまだクリアしなければならない事項がありますので、やるともやらないとも未定というふうな回答を出しておりました。

やはり、厚生労働省とか県で進めていますのは、個人の意思でやるやらないはいいんですけれども、集団的にやることによって、全国の虫歯予防、12歳児までの1人平均の虫歯を減らし、ひいては生活習慣病にもかかわる口腔内の疾患ですので、そういうことも考えて、国・県が集団で実施することを進めておりますが、実施に当たっては、洗口自体の実施に当たりましては、お母様方で、私はフッ化物は使いたくないという方もおりますので、実施に当たっては同意を得た上で、同意を得られた方のみがするようになると思いますけれども、議員さんの質問の答えになっているかどうかですけれども、集団ですとしても、同意が得られない方には実施しないということになります。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 5番。

○5番（杉浦謙一君） この集団洗口の仕方というのは、どういった感じといたしますか、私が聞いたところによると、30秒間の洗口だと聞いておるんですけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 健康課長。

○町民医療福祉センター健康課長（久道光子君） 洗口に当たりましては、そうですね、ブクブクうがいができない、お水を飲み込んでしまう子供さんですと、ブクブクうがいで洗口を64回ほど飲み込めば体に害があるというふうなデータは出ておりますけれども、まずブクブクうがいができるかどうかというところを見きわめるのが1つです。

ですから、私たちがのどをガラガラうがいするのは別で、口の中に、例えば水を含んでブクブクペツという形で、結局、フッ化ナトリウムが入った液を口の中に含んでブクブクペツというふうな、上を向くんじゃないで、ブクブクペツと洗口台に出すような、流しに出すような形でうがいをするようになるわけです。ですから、集団で実施となりますと、保育園あるいは幼稚園で一斉にコップにフッ化ナトリウム、希釈したものをに入れて、口の中に含ませてブクブクといってパツと出される。30秒くらいうがいをしてというふうになります。そんな感じです。

○議長（遠藤稔雄君） 5番。

○5番（杉浦謙一君） 私、先ほど賛否両論あるということで、家庭で個人的にフッ素を使う、フッ素の製品もございますから、それは特にご父兄の立ち会いのもと、事故があるかどうかは、それは個人的なものですから問題はないと思うんですけれども、やはり多忙な学校の先生たちの、子供たちをそのまま1人の先生が危険な、劇物であるフッ素を使って管理すると。そして、子供たちを指導するとなると、いろいろなことが想定されると。先ほど、下を向いて口をゆすぐという形になるんですけれども、子供たちが一斉にやるとなると、必ずしもいろいろしゃべったり、いろいろな行動を起こすのが子供たちでありますから、いろんな事故が想定されると思うんです。その点ではやはり、このフッ素製剤は危険なのではないかと。管理の面、あと子供たちの中にアレルギー症状があるという子供もおられると思います。その子供たちは多分使えないと思います。けれども、隣の子供はフッ素を使って、隣の子供がフッ素を使わないで水でやるとなると、これまたいろいろな子供たちの差別というか、いじめとは言わないけれども、ちょっとこいつ使ってみようというふうにもなりかねないかなと思うんですけれども、これは町長にお聞きしたいと思いますけれども、そういった、希釈するとはいえ、やはりいろいろな事故が想定されるというのはどうでしょうか。認識されますか。

○町長（安部周治君） ただいま健康課長、あるいは質問者のお話をお伺いしますと、注意する、いわゆる注意義務あるいは危険の姿で対応するというようなことが含まれているのかなという思いであります。でありますので、県のどのような具体的な指導、あるいは学校教育の現場でどのような、口内洗浄をする際の注意等々については、慎重に対応しなければならないのかなというふうに思っております。これについては、教育委員会のほうとよく連携を密にしながら、最良の方法を検討しなければならないというふうに考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思っております。

○議長（遠藤稔雄君） 5番。

○5番（杉浦謙一君） このフッ素洗口に関して、フッ素自体はガラスを溶かすものですね。ガラスのコップ、器ではフッ素は溶けてしまいますので、別な容器にしなければいけないと。管理も厳重にしなければならないので、管理する先生なり職員が必要になってくるというふうになると、また現場も現場で、小さなお子さんのいるところですから、本当に町長の言うとおりに慎重に扱わないといけないんだろうと思います。やはり、その点でも厳重に、やるかやらないかは今後の検討だと思いますけれども、その点は、やはり慎重に父兄とも相談しながらやるべきだと思いますけれども、その点でもお願いしたいなと思います。時間も時間ですけれども、今後の見通しというのをお聞きしておきます。集団洗口に関して、今後のスケジュール、検討するだろうという機会はあると思うんですけれども、そこら辺はいかがなんでしょう。

○議長（遠藤稔雄君） 健康課長。

○町民医療福祉センター健康課長（久道光子君） 実施に当たりましては、まず学習会を開催しなければならないと思いますので、従事するスタッフ等が東北大の歯科医先生をお呼びして研修会やら、それから今議員さんが心配してくださっているような、実施に当たっての問題点、そういうものをクリアしてできたあかつきに実施というふうになると思います。

○議長（遠藤稔雄君） 5番。

○5番（杉浦謙一君） わかりました。

次に、3点目の水道料金に関して再度お聞きします。

平成22年に水道料金引き下げが行われました。5年ごとに大崎広域水道見直しになるはずですが、その点では、今後やはり町民の人たちは、高い水道料金を引き下げる見通しがないと、今回値上げされる、値上げというか料金が上がるという形にはなると思います、消費税分の8%になるということになれば、やはりちょっと不安があるかと思えます。

しかし、平成27年、見直しの時期になるとなれば、少しは見通しというか、町民の人たちの認識も大分、水道料金に関するものはいいものが出てくるのかなと思うんですけども、その点では、町長の、担当課のほうがいいのか、見通しとしては、水道料金の努力というのか、水道料金引き下げの努力というのは、どんな感じなのか。

○議長（遠藤稔雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（安田富夫君） 平成27年度の料金改定の件でのご質問でございます。

質問者ご案内のとおり、平成22年7月1日で県条例の改正に伴いまして料金の引き下げを行ったわけでございます。その際の料金の改定につきましては、基本料金で平均で2.53%の減、それから水量で平均で3.29%の減ということで改正をさせていただいております。現在、覚書の27年度から後期の料金設定ということで、事務レベルの中で情報を共有させていただいております。平成22年度の改正の際には、基本料金で129円の減額を見ておりました。水量料金で1トン当たり6円の減を見ていたところでございます。現在、事務レベルの中で、大崎広域さんのほうから示されている案といたしましては、基本料金で17円程度の減額、水量で3円程度の減額というふうな見方をしているようでございます。

いずれにいたしましても、27年度から5カ年の予測水量をもとに、大崎広域さんのほうで経営方針を策定するわけでございますけれども、来年度に向けて正しいというんですか、減額の正しい数字というんですか、それが公表されると思えますので、それをもとに、水道料金につきましては収益的収支、さらには建設改良のかかわりもございまして、試算をしながら、町長の提案理由にもありましたが、町民の生活に大きな影響を及ぼすということでもございまして、可能な限りの努力をしていきたいというふうに考えております。

以上です。（「終わります」の声あり）

○議長（遠藤稔雄君） 6番大平義孝君、登壇願います。

〔6番 大平義孝君登壇〕

6番（大平義孝君） 6番大平義孝でございます。

通告をいたしました土砂災害防止にどう取り組むのかについて一般質問をいたします。

土砂災害警戒区域等の指定が、町内11カ所新たに追加されました。町内の地理的、地形的要因で大震災による地盤の緩み、近年多発するゲリラ豪雨による地盤の浸食等が予見され、指定区域外においても土砂災害が起き得る可能性はあります。何より、町民、住民の生命・財産を守るため、また後期基本計画の生産と交流のまちづくり、自然と環境のまちづくりのために災害の防除、防御など、町としての施策も必要であります。どのように取り組んでいかれるのかをお伺いをいたします。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

〔町長 安部周治君登壇〕

○町長（安部周治君） 6番大平義孝議員の一般質問にお答え申し上げます。

涌谷町は、緑濃い篔岳山系と5つの河川が流れる豊かな自然環境を持った歴史のある町でございます。しかし、篔岳山系から流れる小さな沢や急峻な地理的状况は、多くの災害を引き起こす可能性があり、多くの土砂災害警戒区域等が設定されております。区域の指定等は、宮城県が調査を行い危険度を判定して総合的な判断をしたものであり、住民が居住していることが前提となっております。その後、危険度や効果等を考慮し、砂防事業としての砂防ダムや急傾斜地の整備を行っております。現在は、猪岡地区の川畑沢に砂防ダムをつくる事業が進んでおりまして、進捗に当たっては地域住民の不安が一日も早く解消されるよう、町は全面的にこれを協力しております。

しかし、依然として多くの危険箇所が残っており、指定されていない区域においても危険性が高い箇所はございますので、今後の事業の推進について宮城県に強力に要望していく所存でございます。また、災害が起きる恐れのある場所を把握し、その被害が最小限となるよう、常日頃から備えておくことが必要であると考えております。

そのようなことから、現在、宮城県と連携して危険箇所の把握に努めているところでございます。土砂災害危険箇所への対応としましては、土砂災害危険箇所を表示した看板を県が設置しております。また、今後土砂災害危険箇所区域のパンフレット等を作成し、町民への周知に努めてまいりたいと考えております。

さらに、土砂災害警戒情報が発令された際には、職員等警戒態勢をとりまして、危険箇所を重点的にパトロールを行い、さらに防災無線等を活用し被害を最小限にとどめるよう、きめ細かに努めてまいりたいというふうに考えております。他方、被害の未然防止は地域住民の防災意識の高揚が不可欠であるともいえます。情報を収集しながら、的確な判断により避難等を行うことで被害は軽減されると認識しております。

このようなことから、各地域の自主防災組織の役割が非常に重要になってくるのではないかと考えております。組織としては、発足したばかりでありまして、今後は防災指導員や防災士などの専門家の育成や、住民1人1人の防災に対する意識向上を図る必要がございます。防災は、行政と住民が力を合わせ築き上げていくものと考えておりますので、町といたしましても、地域住民や関係機関等と連携を図り、効果の高い防災施策を進めてまいる所存でありますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。6番大平義孝議員の一般質問への回答とさせていただきます。

○議長（遠藤稔雄君） 6番。

○6番（大平義孝君） 町としては、非常にきちんとした対応をしておられるのではないかと、そのように、今、町長のお話を伺って感じておりますけれども、しかしでございます。この土石流の災害等の件につきましては、20年と22年、そして今年の10月でしたか、今まで3回にわたって土砂災害警戒区域、または特別警戒区域という形で指定をされておるようでございますけれども、その20年、22年度の指定について、よもや地域住民に周知等はないはずはないというふうに思いますけれども、震災後の対応といいますが、先ほど私申しましたけれども、震災によって、さまざまな形で土壌が軟弱化する、ひびが入る、そういったようなことが起きていると。どなたもそのように感じながら、さまざまな町としての施策を講じていると思いますけれども、その震災以前の指定地域において、一体、現在どのような、地域の住民が認識を持って暮らして

おられるかということについての、町としての調査等はどのようにされているのか。

また、先ほど申しましたけれども、震災前の指定の際に、きちんとした地域住民に土石流の流下する、その範囲の住民のみならず、全町民がその地域でもしかしてさまざまな交流等もする、そういったこともあるわけでございますから、少なくとも行政区単位なりでの説明会等を持たれた、そういう記録があるのかどうかということ、まず確認をさせていただきたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 防災交通室長。

○総務課防災交通室長（小島 昭君） お答え申し上げます。

土砂災害の警戒区域指定の調査をする際、地域住民の方々にご案内を出して調査をしますというような向で調査をしているというふう聞いてございます。

○議長（遠藤稔雄君） 6番。

○6番（大平義孝君） ただいまの答弁ですと、聞いておるということであって、その記録等は存在はしていないんですか。

○議長（遠藤稔雄君） 防災交通室長。

○総務課防災交通室長（小島 昭君） 大変申しわけございませんけれども、県の土木のほうの事業でございまして、直接的にソフト面を担当する防災のほうには、そういうような、県から直接情報が流れてこないというふうなことでございまして、また聞きをしているという状況でございます。

○議長（遠藤稔雄君） 6番。

○6番（大平義孝君） 私は、先ほど町長の答弁にありましたけれども、さまざまな対処、対応をして、これからは町民に災害が降りかからないようにというような答弁のように聞いておりましたけれども、直接町の担当者なり執行部なりが、これだけ危険だと言われている土石流並びに急傾斜の崩壊、地すべり等の災害について、県に任せきりといえば大変失礼ではございますけれども、任せたまま、説明会等の記録、そして説明会等にどのような地域の皆さんの声があったか、説明会等に、その地域、流下地域の皆さんだけでなく、行政区なりの地域の皆さんが、どれだけその説明をお聞きになったか等々については、本来、水害とか地震とか、どれも見えませんが、土石流については、もっと予測のできないことでございますので、そういった取り組みをきちんとされているものと私は理解をいたしておりましたけれども、それがないということは、今後の取り組みについて、一体どのように、説明会なりの資料を生かしていかれるつもりなのかということが心配でございますが、いかがでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 防災交通室長。

○総務課防災交通室長（小島 昭君） 県で指定してございます箇所でございますけれども……。

○議長（遠藤稔雄君） 建設課長。

○建設課参事兼課長（平塚盛茂君） 今回、10月25日に11カ所の指定ということでありました。以前からの指定もありまして、今回は土石流の危険箇所が4カ所、それから急傾斜地で7カ所で合わせて11カ所でございます。その中で、傾斜地あるいは土石流の関係でランクづけがされておりまして、危険な箇所については県のほうで事業計画を立てながら現在進めていると。今現在は、洞ヶ崎団地が急傾斜地で事業を進めているような状況でございます。

それから、今年度におきましては、猪岡の川畑沢のほうに砂防ダムということで、地域住民と話し合いを持ちまして説明会をし、事業計画を進めておるような状況でございます。それ以外のものについては、土石流、急傾斜地については防災交通室のマップを作成しながら住民に周知しているというところでございます。

○議長（遠藤釈雄君） 6番。

○6番（大平義孝君） ただいま建設課長から説明がございましたけれども、大変失礼ですけれども、警戒区域だけ、今、4カ所、7カ所、この中にもっと大変ですよ、危険ですよという特別警戒区域というものがあります。それが、土石流のところ、4カ所のうち3カ所、急傾斜の崩壊のところ、7カ所のうち6カ所と、ほとんどがすぐにも災害があってもというような場所が、この指定区域だけでも存在しているということ、まず町がきちんと認識をして、よく言われております、町長、よく言っていますけれども、町民も自分のことは自分でまず守りなさいと言いますが、その情報がなかったら、町民は一体なにを信じて自分の体を守っていくのかという、そういった非常に重大な判断をどうやってやるのかというところに迷いが出てしまう、そういった状況に陥ってしまうのではないかと、私は心配をしているところでございますけれども、そのほかにも、20年から非常に本当に、指定されているだけで22カ所、土石流が急傾斜が10カ所ございます。

涌谷町は、これは県の職員が見てさまざまな調査をしながら指定をしたということでございましょうけれども、先ほど申しましたけれども、町内、篁岳山の南斜面、北斜面、東斜面、どこを見ても現在のマップ、配布されておりますカラーのマップ、あれ私もしばらく見ないでおったんですけども、あれで数えただけでもすごい危険だと思われるようなところが、東地区で22カ所、篁岳地区で28カ所です。その中で、土石流の警戒地域が15カ所ありまして、特別警戒地域も、あれで読むとはっきり見えないところもありますので、はっきりした数字ではございませんけれども、14カ所が表示されているのではないかなと、そういったマップも存在していますけれども、見てもわからないんです。理解ができないんです、私も。そういったマップをつくりました、配りました、張っててください、それを見て自分で警戒してくださいというのは、余りにも行政の対応としては不親切ではないかなと、このように考えながら、そのマップを改めて見ましたけれども、そういったところ、先ほどもおっしゃられておりました。県が看板立てた、マップを配布して周知しました、そしてそれでは行政がきちんと調査したことを町民なり地区の住民なり、きちんと理解をして周知をしていただくという努力が足りないのではないかと。その上で、町民なり自主防災組織が、あなたたちも自分たちのことでもあるから、一生懸命情報をとりながら、それで自分の身を、まずは自分で何とか守ってくださいというのが、私は順番ではないかと思えますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（遠藤釈雄君） 防災交通室長。

○総務課防災交通室長（小島 昭君） お答えいたします。

8月ごろだったと思うんですけども、河北新報に平成25年10月25日付で11カ所の指定なったわけですけども、その前段で、広報になったわけですけども、その際、県の砂防関係の方に電話いたしまして、町としては土砂災害警戒区域の住民の方々を対象とした説明会を開催したいなというお話をいたしました。回答としましては、県としてはそういう対象の方々の名簿はお上げしますと。町のほうで説明会をするようにしていただきたいというようなことでございました。

町としましては、県が指定をただけでは不十分だと思ってございます。当然、対象となる方々に対して

どういふふうに対応するかというような説明会を持ちたいというふうに考えてございます。今後、早い時期に県から名簿をいただきまして、説明会などを開催したいと思っております。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 6番。

○6番（大平義孝君） 県の仕事で町民のための調査をしたということでもありますから、そういう認識ではいたし方ないのかなと思いますけれども、今、河北新報のお話が出ましたので、私も河北新報の12月11日付の減災への地域づくりというコラムに投稿した方の文章が上がっています。何でも同じですけれども、土砂災害でも崩れる場所は同じような資質が多いのです。土砂災害はどこでも発生するのではなく、崩壊したりすべったりするところは、それなりの要因があります。各自治体が既存の地盤情報を収集することは、どのように活用していけば豊かな郷土が形成できるか、安全なところで安心して暮らせていけるかのもとなりますという、このNPO法人防災減災サポートセンターの副理事長さんが文章を載せているようでございます。

国の対策もなかなか進まない、県の対策も進まない、土砂警戒区域指定は宮城県ではまだ1割強しか指定していないそうです。先ほど私申しました、涌谷町、このとおりの地形でございます。今回指定された以外に、一体何カ所、それに類似した、それと同様の危険箇所があるかわからないということでございます。町長、先ほど申されておりましたけれども、防災指導員と防災士の育成という答弁がありましたけれども、私は大震災の大変忙しい中で、住民の皆さんのために一生懸命頑張って、庁舎内の皆さん頑張っていると思えますけれども、災害はいつ何時起きるかわからない。

先ほどの質問の要旨にも申しました。震災後、いかに地盤がどのように緩んでいるかわからない中で、ことしの指定された場所については、震災後に調査したのか、震災以前に調査したのかということも、私はちょっとわからないんですけれども、そういったことも含めてでございますけれども、いかにそれだけ危険区域があるだろうと予想される町土の中で、町民を守っていくかということは、これは個人が自分を守る以上に、行政としての守らなければならない立場というものがあるはずでございますので、そういったところについては、本当に今までご答弁を聞きましておりのことでは、なかなか終わらないのではないかなと、町民の皆様も自分のうちの近辺はどうなのかと、毎日心配して暮らすような、指定は受けたけれども指定の中身、指定の要因、指定された後にどうすればいいか、そういう情報も出てこない中で、どういふふうにして自分の体を守っていくのかという、本当に基本中の基本、自分個人、町民は自分で自分の体を、生命、財産を守りなさいと言われていて、その守る基礎の情報がない。これは非常に重大な欠陥を持っているのではないかなと言われても仕方ないところではないかと思っておりますけれども、そういった中でございます、先ほど猪岡の川畑沢に砂防ダムができています。

その砂防ダムの上流も非常に広範囲のところみたいでございますけれども、そういった防災施設等の建設も、新規であればよろしいんですけれども、今まで涌谷町も大きな沢には皆砂防ダムがあります。砂防ダムが埋まりますと、下に砂防ダムをつくったり上に砂防ダムをつくったりして、その砂防ダムの保安全管理をして、その砂防ダムを生かそうという、そういう行政には概念がないのかなと。そういったところの取り組みができるような砂防ダムの工事をそのままお借りするなり、買取するなりして、常日ごろ、その砂防ダムを管理しておけば、本当にいつでも何とかかなというふうなことも、これは私は思っておりますけれども、そ

ういったところの管理、これも県の管理でございましょうけれども、そういったところにもし強力に町から物を申し上げたりできるのであれば、砂防ダムを新規につくってもらうのを待っているより、その砂防ダムを活用したほうが何ほ早く町民の安全を確保できるかということでございますので、そういったところもきちんとやっていただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） 総称しまして、私のほうから答弁させていただきます。

砂防関係等々のダムあるいは防災、土石流の防災等々に関しては、ただいまお話しされましたように、一義的には県の事業というふうになりますけれども、しかし、県に任せておくわけにはいかない箇所が、私が見ても確かに質問者おっしゃるとおりいっぱいございます。涌谷町は、一番何が怖いかということにつきましては、質問者も篤とわかっていると思いますけれども、平場においては雨水による内水でございます。箕岳山系等々の急傾斜地等々については、やはり土石流あるいは急傾斜地におけるそういう災害が怖いということも、私自身認識しております。

大体、涌谷町は100ミリを超えると相当危険な状態になってまいりますので、おおむねそれを目途といたしまして、100ミリ以上降るような情報等々があれば、職員総出で警戒態勢あるいは消防の防災態勢、いわゆる消防団の方々の指導をお願いしまして、管内、区域内をパトロールしていただくような体制づくりをしなければならないということは、私常々考えているところでございます。雨の降る際は、地震と違ましてある程度の時間的な余裕がございますので、その際に、しっかりとした早めな対応、危険な状況が迫ってから対応をとったのでは、態勢、対応をとったのでは遅過ぎるということは、当然、私はこの前の、一昨年9月に十分身をもって体験をしておりますので、二の舞を踏まないような姿づくりをしたいということで、ことしの台風24号、26号、27、28号等々についても、どの程度の雨量が宮城県あるいは涌谷町近辺に降るかということについて、相当神経を使いながら待機しながら警戒態勢をしたという状況がございますので、やはり早めの姿づくりが大きな防災対策の姿になるだろうというふうに思っております。

今回は、洞ヶ崎地区が急傾斜地ということで、私自身思ってもいなかったところが崩れたということは、ご案内のとおりでございますので、やはり、そういう面もあるんだなということを念頭に置いておかなければならないということでございます。特に、洞ヶ崎地区においては前々から危険だということで対応を県のほうにお願いをして、少しずつでも急傾斜地の擁壁をつくっていただいておりますけれども、今回の場合は個人で石垣を組んだところが崩れたというような姿でありますので、やはりそういう面もあわせまして、至るところが危険箇所になるんだなという思いを改めて認識した次第でございますので、ぜひ、議員さん方も近くの流域、いわゆる沢地ですね、等々の住民等々については、雨が降れば必ず危険がありますよということを認識していただきますように常々話ししていただければありがたいというふうに思いますし、今、話しましたように、雨が降れば必ずパトロールをしなければならないという認識に立って指揮をしてまいりたいなというふうに考えております。

○議長（遠藤稔雄君） 6番。

○6番（大平義孝君） 時間もございませんけれども、この質問の要旨の最後のほうに一応書かせていただいたことがございます。後期基本計画の生産と交流のまちづくり、自然と環境のまちづくりのためにと書かせ

ていただきました。

先ほど、皆さんそちらでマップ、県の防災のマップを見れば、どこがどうなっているかというのはわかります。カラーで出ております。それで、涌谷町のこの指定地域内には亜炭坑の跡地もあります。学校、幼稚園、指定避難所、地域集会所、観光施設、歴史遺産などを含む住居が多数範囲内に有する地域がございますし、1地域が、3つの沢から流れにさらされる場所もございます。そういったところを、職員の皆様はセクションが変わればさまざまな別な事業に取り組んだりするから、なかなかそれが継承されないというところもあろうかもしれませんけれども、やはり職員の皆さん、先ほど町長が言いました、いざ何かあれば職員が一応きちんとやる、そういうことであれば、命にかかわるこういう災害の起きる場所が、指定されたところでさえもこれだけあるんだということを認識するための、それこそ勉強会なりを開いて、自分たちの町は自分たちで守るといったような気概を見せていただきたいと特に思います。

特に、観光立町を目指す、今問題になっております黄金山、あそこの近辺にも崩落箇所、崩壊箇所、土石流の流下する箇所等がございます。そこに外国からお客さんと呼んで見てもらおうという、日本全国からお客さんと呼んで見てもらおうというのであれば、やはりきちんとした対応をして事故、事件のないようなところでゆったりと見ていただきたい。あと、山といえば景観豊かなところ、「いいところだね、この沢は」というところがそういったところになったり、下に子供たちが学ぶところがあったり、集会所で地域なり他地域との交流をしている場所がそういうところであったりいたしますので、そういったところは町長先頭になってきちんと、「こういうところにこういうことがあるのか」と認識した上で、先ほど申しましたけれども、先ほど課長が申されましたけれども、マップ、看板、わかりやすい、看板は大きな看板で、県の流域の図面を載せたような看板で、地域の方々に周知する。教えないでさまざまなことが起きるより、教えてみんなに逃げてもらうという政策をとっていただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） その件については、県のほうに具体的に事例を示しながら要望、要請をしてみたいというふうに考えております。なお、涌谷町管内の実態把握等々については、なかなか難しい姿があるかと思えます。いわゆる個人個人が把握するということについては、難しいことがあるか。せめて危険箇所の流域に住む住民の方々の共通認識を持ってもらえるような施策を講じなければならないというふうに、私自身考えておりますので、これからはそういう面については、しっかりと対応しなければならないというふうに思っております。

なお、職員の話も出ましたけれども、私は新たに新規に採用になりました職員に対しては、私の講話の時間を設けておまして、特に涌谷町の職員となったからにおきましては、水というものに対しては非常に敏感であってほしいということについてお話をしております。そしてまた、それを把握するために、時間があるときには、あるいは日曜日でも土曜日でも時間があるときには、努めて実態把握を行うようにということを示しておりますので、なおさらそういう面については、職員としての自覚とともに、「あそこにこういうところがあった」「あそこにこういう危険な場所があった」ということが早いうちに把握できるような姿づくりをもっとやらなければならないのかなというふうに思っておりますので、なおさら議員の皆様方のいろいろなアイデアとか、あるいは策等々についてもご指導をお願いいただければというふうに考えてお

ります。

○議長（遠藤稯雄君） 以上で一般質問を終わります。

休憩いたします。再開は2時15分といたしたいと思います。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時15分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稯雄君） 再開いたします。



◎議発第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稯雄君） 日程第2、議発第11号 涌谷町議会基本条例を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。大橋委員長。

○13番（大橋信夫君） それでは、議発第11号 涌谷町議会基本条例案の提出についてを説明いたします。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

涌谷町議会議長遠藤稯雄殿。提出者、涌谷町議会議員大橋信夫。賛成者、同加藤 紀。賛成者、同鈴木英雅。賛成者、同久 勉。賛成者、同木村正義。賛成者、同大泉 治。

それでは、提案の理由を申し上げます。

第1章第1条から第7章第20条までで構成いたしました涌谷町議会基本条例の趣旨説明をいたします。

条例の前文にありますように、町民から選挙で選ばれた議員により構成される議会と、同じく町民から選挙で選ばれた町長は、涌谷町の代表機関を構成し、二元代表制の特性を生かし、町民の意思を町政に的確に反映させるために競い合い、協力しあいながら最良の意思決定を導く共通の使命が課せられております。

議会は、その持てる機能を十分に駆使し自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点、争点を広く町民に明らかにする責務を有していることから、自由で闊達な討議を通じて、これら論点、争点を町民に公開することが議会の重要な使命であり、この使命を達成するため、新たに涌谷町議会基本条例を制定するものであります。

涌谷町議会では、平成19年12月の議会議員選挙の投票率の低さから議会活性化が必要と考え、平成20年2月から議会運営委員会を中心に協議し、視察等を繰り返し、議会報告会や一問一答による一般質問を実施してまいりました。その後、議会のあるべき姿を条例化しようということで、先進町村の視察等を行い、素案により議員全員協議会での12回の協議を重ねるとともに、議員全員での先進地への視察を行い、災害時、緊急時にすぐ開催できる通年議会の試行を経て今回上程することとなったものであります。

それでは、主な条文について説明申し上げます。

第1章総則では、目的として議会運営の基本事項を規定するとともに、議会と議員の基本的な活動原則を定めております。

第2章町民と議会の関係では、町民参加及び町民との連携を規定し、その実効性を高める方策として議会報告会を規定しております。

第3章町長等と議会及び議員との関係では、第5条で一問一答方式の実施や反問権について規定しております。

第6条は、政策等の水準が高まるような議論が行われるよう、7項目の情報を提供するよう規定しております。

第7条は予算決算の政策、説明、資料の作成について規定したものです。

第8条は議決事項の追加について規定しております。

第4章議会運営と議会機能の発揮では、第9条はこれまで3カ月ごとに開催していた定例会を年1回とし、会期を通年とすることを規定しております。これにより、本会議を速やかに開くことができ、災害などの突発的な事件や緊急の行政課題に迅速に対応することができることとなります。

第10条は、議員同士の自由な討議の場を設け、合意形成に努めるとともに、町民に対し説明責任を果たすことを規定しております。

第5章議会・議会事務局の体制整備では、委員会の適切な運営、議会事務局の体制整備、強化、議員研修の充実強化、交流及び連携の推進、議会広報の充実についてを規定したものです。

第6章議員の身分・待遇・政治倫理では、議員の定数と報酬について、町政の現状と課題、将来の予想と展望を十分に考慮し、広く町民の意見を聴取する規定と、議員が遵守すべき政治倫理について規定したものであります。

第7章最高規範制及び見直し作業では、第18条で、この条例が議会における最も上位の条例であることを規定し、第19条で議会及び議員の責務を規定し、第20条でこの条例の見直し時期を規定しております。

附則、この条例は平成26年1月1日から施行ということになっています。

前文で説明いたしましたとおり、町民に信頼され存在感のある豊かな議会を築くため、この条例を制定するものであります。議員各位のご意見をいただきながら、12回にわたり全員協議会を重ねた経緯がございます。時には拙速、説明不足とご意見を頂戴しながら本日の成案にこぎつけさせていただきました。この条例が町民の皆様に涌谷町議会議員の真摯な姿を訴えることのできる条例としてお認めいただくことを切に願い、議員各位の真心をいただき、ご賛同賜りますよう、ここにご提案申し上げます。

以上、終わります。

○議長（遠藤釈雄君） これより提出者に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

賛成ですか、反対ですか。

ほかにございませんか。11番。

○11番（長崎達雄君） 議会基本条例に反対討論をさせていただきます。

これまで長い時間、この条例案の策定にかかわってきた議員に敬意を表しておきます。ですが、私は何度

も読み返してみたんですけども、どうしても納得がいけない点がございまして、それをそのままにして賛成というわけにはいかないので、一応反対討論をさせていただきます。

最高規範条例を制定するという事は、議会も新たに出発するということでもあります。議会運営のルールは、旧議会を踏襲するのではなく一からつくり上げるチャンスであります。ほとんどの議会の基本条例は、先行した自治体議会のコピーであります。さまざまな特徴がある基本条例がいっぱいございます。ですから、その中からよりよいものを取捨選択すべきと考えております。当議会基本条例は、次の点で議論がまだ十分にかみ合っていない、言い尽くしていないと思われるので、反対するものであります。

以下、次の点を指摘しておきます。

4条の4、請願陳情者の意見陳述については、意見を聞く機会を設けるものとしてあります。ですが、この条例には自由討議のやり方がはっきり明示されていない。本会議である場合、執行者、参与はどういうふうにするのか。そして、町民の権利として、町民が抱える個別的具体的な懸案事項について、議会で意見を述べることを希望した場合、それを保障するという義務規定とすべきであります。これ、請願陳情です。

当議会は、少数の15人の定数でございまして、本会議方式ですから、請願者の陳述等は本会議で行うことを明記すべきであると思います。

3条、議員相互間の自由な討議の推進を重んじるとございまして、10条の2、町民に対する説明責任では、議員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成に努める。今のは10条の2です。

今回は10条の3、議案の定数では、議員相互間の自由討議を拡大して議案提出を積極的に行うよう努めるとしております。この議員相互間、自由討議、ございまして、努めるという努力目標では、極端に言えば与党を意識すれば、町政課題について本音で突っ込んだ議論はしにくくなると思います。何々に努めるという規定ばかりでは、努力すれば済むのかと。これでは議会の覚悟が足りないと思います。自由討議を義務でなく努力目標として逃げ道を用意した基本条例となってしまうと思います。

次に、会期中または休会中において議長を経由して町長等に対し文書質問ができるようにする。町長等からの回答を公文書によるものとするという、議員からの町長への文書質問の条文を追加すべきと考えるものであります。国会では、ひとり会派や荒井参議院議員なんかよく利用しております。こういう点で、私はまだ不備があると思いますので、次の議会基本条例改定の際には、よくこの件を検討していただきたいと思い、今回は反対討論といたします。

○議長（遠藤釈雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議発第11号 涌谷町議会基本条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（遠藤釈雄君） 挙手多数でございまして、議発第11号 涌谷町議会基本条例は原案のとおり可決されました。



◎議発第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第3、議発第12号 涌谷町議会定例会の回数に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。大橋委員長。

○13番（大橋信夫君） 議発第12号 涌谷町議会定例会の回数に関する条例の一部を改正する条例案の提出についてを提出いたします。涌谷町議会議長、遠藤稔雄殿。提出者、涌谷町議会議員、大橋信夫。賛成者、同加藤 紀。賛成者、同鈴木英雅。賛成者、同久 勉。賛成者、同木村正義。賛成者、同大泉 治。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第13条第2項の規定により提出します。

それでは、趣旨説明を申し上げます。

議会は、多様な民意の反映、さまざまな利害の調整、住民の意見の集約などの役割が求められており、議会の構成や運営において議会の意思と住民の意思が乖離しないような努力が従前にも増して必要とされております。また、議会は団体意思の決定を行う議事機関としての機能と、執行機関の監視を行う監視機関としての機能を担っており、地方分権時代において、これらの機能の充実、強化が求められております。

このような中で、涌谷町議会は、議会に求められている役割、機能のさらなる充実、強化を図るため、議会が主導的、機能的に活動できるよう定例会の開催回数を年1回とし、その会期を通年とする通年議会制を実施するため、本条例の一部を改正するものであります。

ご案内いたしております新旧対照表をごらんいただきたいと思います。お願いします。

○議長（遠藤稔雄君） これより提出者に対する質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議発第12号 涌谷町議会定例会の回数に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 挙手全員であります。よって、議発第12号 涌谷町議会定例会の回数に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議発第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第4、議発第13号 涌谷町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。委員長。

○13番（大橋信夫君） それでは、議発第13号の説明を申し上げます。

涌谷町議会委員会条例の一部を改正する条例案の提出について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

涌谷町議会議長、遠藤稔雄殿。提出者、涌谷町議会議員大橋信夫。賛成者、同加藤 紀。賛成者、同鈴木英雅。賛成者、同久 勉。賛成者、同木村正義。賛成者、同大泉 治でございます。

それでは、提出の理由を申し上げますが、現在、特別委員会といたしまして議会広報編集特別委員会が設置されておりますが、特別委員会につきましては、特定の事件を審査、調査する際に設置するもので、常時活動している広報編集につきましては、特別委員会としてふさわしくなく、今回、常任委員会として格上げするとともに、議会報告会等での町民への情報公開や広聴活動を行う際の委員会を含め、全員による議会広報広聴委員会を設置するものであります。

議会基本条例の制定に従い、閉会中に関するただし書きを削除するとともに、委員会を原則公開とするため傍聴に関し規定を追加するものであります。

新旧対照表の2ページ、3ページのそれぞれ改正前、改正後のアンダーラインの部分が、今回改正されたものでございます。以上です。終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより提出者に対する質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。11番、賛成ですか、反対ですか。ほかにございませんか。11番。

○11番（長崎達雄君） 委員会条例ですか、この委員会条例に反対討論をさせていただきます。

基本条例と同じく納得できない点がございまして、反対討論をさせていただきます。

この7条の「常任委員、議会運営委員及び特別委員は、議長が会議に諮って指名する」、このことの中の議会運営委員会のことについて、私は町民の常識が通用する開かれた議会にするため、議運の改革が必要だと考えております。議会運営委員会には万能の権限が付与されていると勘違いしている議員がどこの町村議会にもいると思いますが、議会運営委員会には、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、陳情等を審査する。1として議会の運営、2、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、3、議長の諮問に関する3項目だけであります。

案外知られていない議会運営委員会の運営基準が、議会運営では24、議会の会議規則、委員会等は3、議長の諮問に関する事項は6つと、調査事項が細かく列記をされていますので、議会は本会議で付託された特定の事件の調査、審査のほかは全て協議の場であります。議会の非常識は、自治法を運用する際の非常識であります。自分たちに都合のいいようにローカルルールを勝手につくっているところが、そこに問題の本質があると思っております。

現在の議会の構成を見ますと、1期目3人、2期目4人、3期目2人、4期目1人、5期目2人、6期目2人、7期目1人ですか、定数が15人です。1期、2期で15人の4割を占める勢力となっており、定数が25人のときとは違います。この方たちは、勉強して発言も多くします。議会運営も定数25人の時代とは変わって当然と考えます。ですから、1期、2期、3期目の議員も議運のメンバーに入れ、若い議員も役職につけ、

古い議員と言われる人は外部から若い議員をサポートするようにしなければ議会の改革は進まない。違いは、経験だけだと思います。知識面のレベルはそんなに大差あるわけではございません。老いも若きも大差ないと思います。常任委員長は委員長に専念し、議運では若い人を入れるようにする。1人1役、複数の役職を兼務しないという改革は必要であります。

議会は、将来の涌谷町議会を背負う人のためという視点が重要なのであります。町民本意の議会運営を実現するためには、水面下で事前調整する方法を改める必要がございます。この辺の議論が十分行われているとは思えないので、反対討論をいたします。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議発第13号涌谷町議会委員会条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（遠藤稔雄君） 挙手多数でございます。よって、議発第13号 涌谷町議会委員会条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議発第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第5、議発第14号 町長の専決処分事項の指定についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。委員長。（「朗読省略」の声あり）朗読省略お願いします。

○13番（大橋信夫君） それでは、町長の専決処分事項の指定についての趣旨説明を申し上げます。

議会では、平成26年1月から通年議会を実施することから、ほぼ年間を通して会期中となるため、地方自治法第179条に基づく議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときに該当する専決処分がほとんどなくなります。このことから、通年議会の実施に当たり、町長において議会の議決に付するために時間的余裕がなく制約があるものについて、議会運営及び行政執行の迅速化及び合理化を図るため、地方自治法第180条第1項の規定に基づく専決処分事項の指定を行うものであります。

この専決処分に関しては、執行部とのすり合わせが終了いたしておりますので、あらかじめご報告申し上げます。終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより提出者に対する質疑に入ります。

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議発第14号 町長の専決処分事項の指定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（遠藤稔雄君） 挙手全員であります。よって、議発第14号 町長の専決処分事項の指定については原案のとおり可決されました。



◎議発第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第6、議発第15号 涌谷町議会定例会の招集時期に関する規則の一部を改正する規則を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。委員長。

○13番（大橋信夫君） それでは、議発第15号の提案理由の趣旨説明を行います。

通年議会制の導入に伴い、年4回の招集であったものを年1回1月に招集するものであり、条例新旧対照表の3ページに詳細説明しております。終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより提出者に対する質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議発第15号 涌谷町議会定例会の招集時期に関する規則の一部を改正する規則を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（遠藤稔雄君） 挙手全員であります。よって、議発第15号 涌谷町議会定例会の招集時期に関する規則の一部を改正する規則は原案のとおり可決されました。



◎議発第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第7、議発第16号 涌谷町議会会議規則の一部を改正する規則の提出についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。委員長。

○13番（大橋信夫君） 議発第16号 涌谷町議会会議規則の一部を改正する規則案の提出についての趣旨説明を行います。

この規則は、基本条例の制定に伴い自由討議の規定の追加と、通年議会制の導入に伴い文言の整理を行うものであります。

新旧対照表の4ページと5ページに詳細を説明しておりますので、ご参照いただきます。終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより提出者に対する質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。11番、賛成ですか、反対ですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 11番。

○11番（長崎達雄君） 会議規則に反対討論をさせていただきます。

この反対は、前の2回やった反対と大体同じ考え方から反対討論をするものであります。

たまたま私、地方自治関係の本を読んでおりましたら、こういうことが目についたんですね。それが50条の3、質疑に当たっては自己の意見を述べるができない。これに関する本の記事なんですけれども、こういうふうに書かれていました。

ある大学の学生は、議会傍聴のレポートに、議員は質問ばかりして、これ表現が悪いんですけども、そのまま読ませてもらいます、ばかだと思ったと書いていた。これに対して、専修大学の地方自治関係の教授なんです、小林教授という人は、議会と執行部が討議できるように会議規則を改正すれば、こうした疑念を住民に持たれないと。標準会議規則に縛られて、自分たちの権限を自分たちで弱めることに気づいてほしいとアドバイスをしている記事でございます。

また、これも自治関係の本で目にしたんですが、2003年6月、鹿児島市議会の定例会で議長が、質疑も質問も絶対に自分の意見を述べてはならないというものではないと学説を交えた見解を示していることから、私はこれは、もう少し検討する必要があるのではないかと思います。

あと、57条一般質問についてです。

この質問時間について、議員の持ち時間は当議会では20分ですが、定数15人で今議会は11人が一般質問をしました。議員の質問時間を、仮に1人5分延長したとしても、議員全員14人全員が行ったとしても70分、約1時間延長するだけであります。質問の権利を自分たちで制限するのはおかしいと考えます。私は、議会の自己規制の強まりを懸念するものであります。これには背景として、執行部提案にオール賛成と、これまで一度も反対してきたことのない議員と是々非々で臨む議員の立場の違いがあるが、二元代表制とは一体何ぞやという根本を忘れていたものと思います。

このままでは、住民のためでなく執行部のための議会になりかねないと思います。私は、5分でも時間延長すべきであると思い、反対討論をいたします。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議発第16号 涌谷町議会会議規則の一部を改正する規則を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（遠藤稔雄君） 挙手多数であります。よって、議発第16号 涌谷町議会会議規則の一部を改正する規則は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第93号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第8、議案第93号 涌谷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第93号の提案理由を申し上げます。

本案は、涌谷町職員のうち主に医療技術職を対象といたしました医療職給料表（2）と看護師を対象とした医療職給料表（3）について、5級制から6級制にいたそうとするものでございます。また、級別職務分類表につきましても6級制に改め、職務の見直しをいたしております。詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 総務管理課長。

○町民医療福祉センター総務管理課長（浅野孝典君） それでは、議案第93号 涌谷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

これまで給与に関する改正につきましては総務課で提案を行っていただいたところですが、今回につきましては、先ほど町長の説明にもありましたとおり、医療職給料表の改正をお願いする関係上、医療福祉センター総務管理課で説明を申し上げたいと思います。

1ページでございます。

今回の改正点は、医療職給料表（2）（3）について最高到達級を5級から6級にいたすものでございます。これまでの給料表に6級を追加するという形の改正でございます。それに合わせまして級別職務分類表も6級制に見直しをいたそうとするものでございます。

1ページの医療職給料表（2）の適用を受けます職員につきましては、医療技術職でございまして、薬剤師、検査技師、栄養士、リハビリ職員等になります。

4ページ中段の下のほうにございます医療職給料表（3）の適用を受けます職員につきましては、保健師、看護師及び准看護師に適用するものであります。

涌谷町の行政職給料表につきましては、平成18年4月1日から6級制になっているところであります。医療福祉センターも開設してから26年目を迎えます、医療職で部長クラスの職員（2）については2名、（3）についても2名おるところでございますが、医療職の人材確保も難しい状況で、その責も重くなっているところであります。

県内の公立病院14病院ほど調査をさせていただいたところ、11病院が、この医療職給料表（2）（3）については6級制を採用しているところであります。近隣の大崎市民病院、分院も含みます。登米市市立病院を核とする登米市関連病院、そして隣接の町立南郷病院も6級制を採用しているところでございます。なお、今回の改正の給料表につきましては、国家公務員の給料表に準じているものでございます。

9ページでございます。

9 ページ下段から10ページにかけて示しております級別職務分類表につきましては、医療福祉センターの現状に合った内容にいたしているところであります。

改正点につきましては、議定例会資料の新旧対照表 1 ページでご説明をいたします。

別表第 3、級別職務分類表（第 4 条関係）ウでございます。

医療職給料表（2）級別職務分類表、この分類表に該当いたします職務につきましては、医療技術職、薬剤師、栄養士、臨床検査技師、リハビリ職員等になります。現行 5 級の課長のところを、改正案 5 級、部長に変更いたし、新たに 6 級、技術参事の職務を追加いたすものであります。

次、下段でございます。

エ、医療職給料表（3）の級別職務分類表、これについては保健師、看護師及び准看護師の職務であります。

改正案といたしましては、6 級に新たに副センター長の職務を追加いたすものでございます。

議案書に戻ります。

附則といたしまして、この条例は平成 26 年 4 月 1 日から施行をお願いいたすものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。8 番。

○8 番（門田善則君） いつも、公務員の場合に使われている文言でいつも思うんですけども、困難な業務、困難な業務とあるんですが、前は困難課長というのもいたんですけども、その困難というのはどういうことを示すのか、はっきり議員にわかるように説明していただけますか。

○議長（遠藤稔雄君） 総務管理課長。

○町民医療福祉センター総務管理課長 困難な業務というふうなところでございますが、医療技術職におきましても、やはり管理職の部分については、日々医療情報が非常に新たな情報を収集しながら管理業務に当たることが必要とされております。特に、医療安全面の部分については、非常に毎年のようにスキルアップされておまして、マニュアルについても常にやはり見直し、そういったところが、非常に多岐にわたって管理をするというふうなところが求められている現場でございますので、そういったところを管理する部分については、常に新たな情報を受け入れながら管理する業務は困難な業務というふうな形で解釈しております。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 8 番。

○8 番（門田善則君） 普通の人がこの文言を読んだときに、すぐ理解できるものが文字になって残されたほうがわかりやすいのではないかとすることがまず第 1 点です。ですから、新たに、仮に職務についての方が「あなたはこういう 2 級ですよ」とか、「3 級ですよ」と言われたときに、その文言を見たときに自分が困難という文字が入っていたときに、その業務に対して、今課長が言われたことをすぐ理解できるかどうかということなんです。恐らく初めての方は理解できないと思います。だったら、この「困難」にかわる言葉を入れてつくられたらいかかなと。これ、昔から私、困難というのには疑念を抱いているわけなんですけれども、その辺の改善策は考えられないのかをお願いします。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（城口貴志生君） ただいま総務管理課長のほうから提案させていただいておりますけれども、議員さんご指摘のように、これに限らず一般会計部門でも同じように表現を使わせております。私、勉強不足でほかの事例をちょっと見てないんですけども、せっかくの機会でございますので、適切な表現があるのかどうか勉強させていただきたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。4番。

○4番（久 勉君） 従来のものから6級までと幅を広げたということなんですが、このことによって、人件費というんですか、それへの影響等はどうなっているのか。

○議長（遠藤稔雄君） 総務管理課長。

○町民医療福祉センター総務管理課長（浅野孝典君） 人件費、どの程度上がるかというふうなところかと思えます。現在、医療技術職、いわゆる薬剤師、臨床検査技師、リハ職で、現在5級に在籍している職員につきましては、2名ほどいらっしゃいます。医療職（2）の適用の給料表、受けるところは2名ほどいらっしゃいます。

医療職給料表（3）、保健師、看護師及び准看護師の適用を受ける、いわゆる5級の職員の数についても2名でございます。（3）の保健師並びに看護師の部分につきましては、仮に6級の職制につきましては、先ほど申し上げましたとおり副センター長、いわゆる1名の適用の定数とこちらとしては考えておりますし、医療技術職の部分につきましても、今現在、一応2名部長職がございますので、多くても2名程度というふうな形でございますので、昇給の、いわゆる5級から6級に移り変わる昇給の度合いにつきましては、おおむね基本給で大体月額1万円程度というふうな形のところで把握しております。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 4番。

○4番（久 勉君） そうしますと、現在の5級から6級になる方だけが給料が上がって、ほかの方たちは影響ないということで理解してよろしいですか。

○議長（遠藤稔雄君） 総務管理課長。

○町民医療福祉センター総務管理課長（浅野孝典君） そのように解釈させていただいて結構かと思えます。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。4番。賛成ですか、反対ですか。（「賛成です」の声あり）ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 4番。

○4番（久 勉君） たしか事業管理者になっていた、企業管理者ですか、企業管理者制度になってからこととして4年目ですか、前にもお話し申し上げていたんですけども、結局、それまでやっていたのとは違う、公益が保全的になって企業管理者を置いたんですから、置く前と置いた後でどのように変わったかとか、その検証が必要であるということとか、それからこの前の上半期の業務成績を見たら、前年度より好転していると。このまま年度末までいけば黒字で決算できるのではなかろうかと。そのときも申し上げたんですけ

れども、やはり職員が頑張っている、頑張った、みんな頑張ったよねというのを、何らかの形で職員に還元するようなことができれば、また、職員のモチベーションも上がって、職員のモチベーションが上がれば、結局それはサービスの向上にもつながることだと思いますので、今回、このように、今回対象になるのは4人の方ですけれども、それでもこういうのは変わったねとなれば、ほかの職員にも、私たちが頑張ればいつかあそこへいく人もいるわけですから、そういうことで、職員の励みにもなることだと思いますので、賛成とします。

○議長（遠藤釈雄君） これにて討論を終結いたします。

これより、議案第93号 涌谷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の職員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤釈雄君） 挙手全員であります。よって、議案第93号 涌谷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第94号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤釈雄君） 日程第9、議案第94号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第94号の提案の理由を申し上げます。

本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律により、消費税法の一部が改正され、平成26年4月から消費税率及び地方消費税率の改定が予定されていますことから、関係する条例について改正いたそうとするものでございます。

詳細につきまして、担当課長から説明いたしますので、よろしくご説明申し上げます。以上です。

○議長（遠藤釈雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（城口貴志生君） それでは、議案書の11ページをお開きください。

議案第94号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例でございます。

内容につきましては、条例案の新旧対照表で説明いたしますので、対照表の2ページをお開きください。

この2ページから5ページまでの12の条例についての使用料、手数料について一部改正しようするものでございます。

この12の条例全て消費税相当額を含んだ額の使用料、手数料を徴収することになっておりますけれども、条文中の100分の105を100分の108に改正することによりまして、消費税相当分5%を8%に引き上げて徴収する内容でございます。

それでは、まず2ページから説明いたします。

まず第1条関係、一番上の箱になりますけれども、涌谷町公立学校その他教育機関の施設使用条例につい

ては、町内小中学校の体育館及び校庭の使用料の値上げに関する内容でございます。

次の第2条関係、財産の交換、譲与等に関する条例については、第8条第2項において、1カ月未満の土地使用料に係る消費税相当分の値上げについて。また同じく第3項において建物使用料に係る消費税相当分の値上げについて改定しようとするものでございます。

次の第3条関係の涌谷町立史料館の設置及び管理に関する条例は、史料館の入館料について。

3ページに入りまして、第4条関係の涌谷町麓岳地区町民体育館条例は、麓岳町民体育館の使用料。

次の第5条関係の涌谷町農村環境改善センター条例では改善センターの使用料。

次の第6条関係の涌谷町B&G海洋センター条例では、B&G体育館、武道館、プール、艇庫の使用料について改正しようとするものでございます。

次の第7条関係の涌谷町健康と福祉の丘使用料及び手数料条例は、国民健康保険病院、研修館、世代館、老人保健施設、高齢者福祉複合施設、訪問看護ステーションの室料等の使用料、また、国民健康保険病院、老人保健施設の診断書等の手数料について、それぞれ改正しようとするものでございます。

次の4ページにまいりまして、第8条関係については涌谷スタジアム、その下、第9条関係では涌谷くがね創庫、第10条関係では涌谷町勤労福祉センターの使用料について改正しようとするものです。

それから5ページにまいりまして、第11条関係の涌谷町コミュニティセンター設置条例については、中地区コミュニティセンターと上地区コミュニティセンターの利用料金について改正しようとするものでございます。

消費税の値上げに伴う使用料等の値上げについては、上げる、上げないの選択になるんですけども、施設の維持管理費の増加、それから事業経費の増加が見込まれること、また企業会計という特殊性などから、消費税相当額について値上げをお願いするものでございます。

それでは、議案書の12ページにお戻りください。

附則でございます。この条例は、平成26年4月1日から施行するものでございます。

終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。11番。

○11番（長崎達雄君） 今のやつ、消費税のアップ分が値上げされるんですが、例えば使用料そのものについても、電気料とか値上げされてるんですけど、それは従来の電気料分が入った値段で据え置きなんですか。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（城口貴志生君） 電気料にかかわらず、それから電気、水道、ガス、そういったもの全て消費税かかる費用のものに関しては、経費としてふえてまいる予定でございます。

○議長（遠藤稔雄君） 11番。

○11番（長崎達雄君） 例えば、電気料が値上がりになって、役場全体でどれぐらい多くなるんですか。

○議長（遠藤稔雄君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（城口貴志生君） 電気だけ、水道だけという計算はちょっとしておりませんで、昨日の一般質問で町長が申し上げましたとおり、一般会計全体で関係する、平成25年度予算ベースでいいますと約8,200万というふうに試算しております。増額分ですね。平成25年度予算ベースで、来年度どのぐらいふえ

るかということを経政のほうで試算しまして、それが約8,200万という計算をしております。

○議長（遠藤稔雄君） いいですか。ほかに。

これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第94号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（遠藤稔雄君） 挙手多数であります。よって、議案第94号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第95号～議案第96号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第10、議案第95号 涌谷町道路占用料条例の一部を改正する条例と日程第11、議案第96号 涌谷町公共物管理条例の一部を改正する条例は、それぞれ関連がございますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） ただいま一括上程されました議案第95、第96号の提案の理由を申し上げます。

本案は、道路法施行令の一部改正により、占用物件の区分並びに単価が改正されましたことから、国に準拠してそれぞれ改正いたそうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 建設課長。

○建設課参事兼課長（平塚盛茂君） それでは、議会資料の13ページから18ページと、新旧対照表の6ページから12ページをお開き願いたいと思います。

議案第95号と96号を説明したいと思います。

それでは、議案第95号 涌谷町道路占用料条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

ただいま町長より提案理由を一括で説明申し上げましたが、道路法施行令の一部改正する政令案及び開発道路に関する占用料等の徴収規則の一部を改正する政令に基づき、一部を改正するものでございます。

改正の概要についてでありますけれども、3つに分けております。

1つには、所在地区分についてございまして、道路占用料の区分が、現在甲乙丙の3区分を固定資産税評価額の平均をもとに、各市町村の地価の平均の標準に、来年度4月から第1級から第5級までの5区分となる見込みで改正するものでございます。ちなみに、宮城県におきましては、第1級は該当なし。第2級は

仙台市ほか2市、それから第3級が名取市ほか7市町、それから第4級が石巻ほか8市町でございます。涌谷町におきましては、第5級でございます、涌谷町を含めて16市町村があります。

それから、占用料の額についてでありますけれども、占用料の額については、占用料の算定する基礎となる民間における地価水準、固定資産評価額及び地価に対する賃料の水準の変動を反映して、適切なものとするため適宜見直しを行う必要があります、今般、平成24年度に行われた固定資産評価額の評価替え、地価に対する賃料の水準の変動を踏まえまして改正を行うものでございます。

それから、第3点目といたしまして、消費税及び地方消費税の改正に伴う整理でございます、現行の「1.05を乗じた額」を「100分の108を乗じた額」というような文言に改正するものでございます。

それでは、新旧対照表をごらんになっていただきます。

13ページ以降の別表第2条関係の占用料の額となっております、参照をお願いしたいと思います。

それから、16ページの備考の8の後、イ、ウの文言で消費税の改定に伴いまして100分の108となるものでございます。

議案書に戻りまして、18ページ、施行月日につきましては平成26年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第96号 涌谷町公共物管理条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

これも占用料条例の一部を改正する条例と同様に、道路法施行令の一部を改正する政令案及び開発道路に関する占用料等徴収規則の一部を改正する政令に基づき一部を改正するものでございます。

改正の概要については、占用料の条例の一部を改正する条例と同様に、所在区分、占用料の額については同じ考え方で改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表の13ページ以降の別表を参照となりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議案書の20ページにお戻りください。

施行月日は平成26年4月1日から施行するものでございます。

終わります。

○議長（遠藤釈雄君） 休憩します。

休憩 午後3時14分

再開 午後3時15分

〔出席議員休憩前に同じ〕

○議長（遠藤釈雄君） 再開いたします。

○議長（遠藤釈雄君） これより、質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第95号 涌谷町道路占用料条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 挙手全員であります。よって、議案第95号 涌谷町道路占用料条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第96号 涌谷町公共物管理条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 挙手全員であります。よって、議案第96号 涌谷町公共物管理条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

ここで時間を1時間延長しておきます。休憩いたします。再開は3時30分といたします。

休憩 午後3時16分

再開 午後3時30分

〔出席議員休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。

◇

◎議案第97号～議案第99号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第12、議案第97号 涌谷町下水道条例の一部を改正する条例から日程第14、議案第99号 涌谷町水道事業給水条例の一部を改正する条例は、それぞれ関連がございますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） ただいま一括上程されました議案第97号、第98号、第99号の提案の理由を申し上げます。

本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律により、消費税法の一部が改正され、平成26年4月から消費税率及び地方消費税率の改正が予定されていますことから、それぞれ改正いたそうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしく願い申し上げます。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 説明を省略し、これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第97号 涌谷町下水道条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤釈雄君） 挙手全員であります。よって、議案第97号 涌谷町下水道条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第98号 涌谷町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

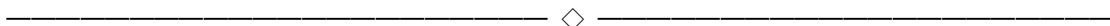
○議長（遠藤釈雄君） 挙手全員であります。よって、議案第98号 涌谷町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第99号 涌谷町水道事業給水条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤釈雄君） 挙手全員であります。よって、議案第99号 涌谷町水道事業給水条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第100号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤釈雄君） 日程第15、議案第100号 涌谷町河川防災センター条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第100号の提案理由を申し上げます。

本案は、本施設が洪水時における水防活動や災害時の緊急復旧活動を実施する拠点の施設となりますことから、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき設置及び管理に関する条例の制定をいたそうとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（遠藤釈雄君） 防災交通室長。

○総務課防災交通室長（小島 昭君） それでは、議案第100号 涌谷町河川防災センター条例について説明申し上げます。

第1条設置でございます。

先ほど町長の提案理由のとおり、災害時の復旧活動を実施する拠点とすることを目的として設置するもの

でございます。

第2条名称及び位置でございます。

名称につきましては、涌谷町河川防災センター、位置につきましては、涌谷町涌谷字千間江61番地とするものでございます。

第3条委任でございます。

この条例に定めるもののほか、防災センターの管理に関し必要な事項は町長が別に定める。

附則、この条例は公布の日から施行するということでございます。

本年6月に完成しました河川防災センターでございますけれども、地方自治法に規定する公の施設に該当することから、同法第244条の2第1項の規定により条例で制定するものでございます。

終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第100号 涌谷町河川防災センター条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 挙手全員であります。よって、議案第100号 涌谷町河川防災センター条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第101号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第16、議案第101号 涌谷町消防団条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第101号の提案理由を申し上げます

本案は、消防団長の任命について、涌谷町消防団条例第4条と消防組織法第22条との整合性を図るため改正いたそうとするものでございます。

詳細につきましては、担当室長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 説明を省略し質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稯雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第101号 涌谷町消防団条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤稯雄君） 挙手全員であります。よって、議案第101号 涌谷町消防団条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第102号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稯雄君） 日程第17、議案第102号 工事請負契約の変更契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第102号の提案理由を申し上げます。

本案は、6月定例会で契約の議決をいただきました老朽管更新工事の変更契約となります。

本変更契約につきましては、666万7,500円を減額いたし、6,032万2,500円で有限会社黒沢工業所と平成25年12月4日付で仮契約を締結したところでございますが、その工事請負契約の変更契約について、議決をお願いいたしますのでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明いたさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（遠藤稯雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） それでは、議案第102号についてご説明申し上げます。

ただいま町長の提案理由にありましたように、本契約につきましては6月定例会で契約の議決をいただき、その翌日に契約を締結し工事を進めておったものでございますが、舗装復旧の施工方法変更及び施工数量の精査によって666万7,500円、これは現請負率で金額の変更をするものですが、666万7,500円を減額し6,032万2,500円で涌谷町吉住字塩柄43番地、有限会社黒沢工業所代表取締役黒澤行夫と変更契約をするため、12月4日に仮契約を締結し、本日議案として提案したものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（遠藤稯雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稯雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稯雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第102号 工事請負契約の変更契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤稔雄君） 挙手全員であります。よって、議案第102号 工事請負契約の変更契約の締結については原案のとおり可決されました。



◎散会について

○議長（遠藤稔雄君） お諮りいたします。本日の会議に付された事件は全て議了いたしました。

よって、これをもって散会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決しました。



◎散会の宣告

○議長（遠藤稔雄君） 本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午後3時40分